



雄武町こども計画



令和8年3月

雄武町

「こども」の表記について

令和4年9月15日付で内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室が発出した事務連絡『「こども」表記の推奨について（依頼）』では、今後の行政文書では特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を活用していくことを各府省庁に通知しています。

（特別な場合の判断）

①法令に根拠のある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

例：子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

本計画では、計画の根拠法である「こども基本法」に合わせて平仮名表記の「こども」を基本とします。

「こども」の範囲について

こども大綱では、こどもは「概ね30歳未満※」とされています。

※「施策によっては、ポスト青年期も対象とする」との表記があります。

「ポスト青年期」について

子供・若者育成支援推進大綱では、ポスト青年期について、青年期（概ね18歳以降から概ね30歳未満まで）を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営むうえで困難を有する、40歳未満の者とされています。

凡例

- ◆ 年（年度）の表記は、原則として和暦を使用しますが、「年代」を示す場合などには、西暦を使用することがあります。
- ◆ 「年」とあるものは暦年（1月～12月）を、「年度」とあるものは会計年度（4月～翌年3月）を指しています。
- ◆ 単位の繰上げは、原則として、四捨五入によるものです。単位の繰上げにより、内の数値の合計と、合計欄の数値が一致しないことがあります。
- ◆ 構成比（％）についても、単位の繰上げのため合計が100.0%とならない場合があります。

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
5 こども政策に関する国の主な動向.....	4
6 こども計画に関する道の主な動向.....	6
第2章 雄武町の現状.....	7
1 統計データからみる状況.....	7
2 こども施策に関する事業の実施状況.....	12
3 アンケート調査からみる現状.....	14
4 統計データとアンケート結果からみる課題.....	37
第3章 計画の基本的な考え方.....	40
1 基本理念.....	40
2 基本目標.....	40
3 計画の体系.....	42
第4章 施策の展開.....	43
1 こどもの居場所づくり.....	43
2 多様な遊びや体験、活躍の機会づくり.....	46
3 こどもの育ちに関する経済的支援.....	48
4 支援を必要とするこどもや家庭への支援.....	51
5 こどもの権利に関する啓発.....	53
第5章 計画の推進と進行管理.....	54
1 計画の推進.....	54
2 計画の進行管理.....	54
資料編.....	55

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

人口減少・少子高齢化の進行や核家族・共働き世帯の増加、そして、情報化、国際化など我が国経済社会の急激な変化を受けて、人々の価値観や生活様式が多様化している一方で、社会の傾向としては、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティ意識の衰退など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。また、スマートフォンの普及に伴う犯罪やトラブルに遭遇するリスクの増大、基本的な人権を脅かす児童虐待やいじめ、心身の成長や修学の妨げとなる貧困など、深刻な状況に置かれている子どもへの対応は、喫緊の課題となっています。

このような中、国は、令和4年6月に「子ども基本法」を制定、令和5年4月に子ども家庭庁を発足させ、同年12月に「子ども大綱」を策定しました。

「子ども基本法」では、子育て家庭の支援が事実上の主軸であったこれまでの支援から、子どもの権利や子どもへの支援をあらためて重視し、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることのできる社会の実現を目指すこととしています。

「子ども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しており、それを「子どもまんなか社会」と表現しています。子ども大綱は、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めたもので、「子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」、「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」、「子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」、「子どもの貧困対策」、「障がい児支援や医療ケア児への支援」、「児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援」、また、「居場所づくり」、といった項目が含まれています。

また、「子ども大綱」において、それまで別々に策定されていた「少子化社会対策大綱」及び「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が統合され、子ども施策に関する基本方針や重要事項等が一元化されました。

本町では、こうした国の法・制度の枠組みにのっけるとともに、「子ども基本法」において市町村版の「子ども計画」の策定が求められていることなどを踏まえ、雄武町における「子どもまんなか社会」を実現させるため、「雄武町子ども計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

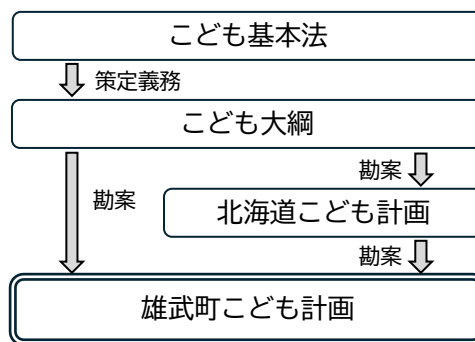
本町では、少子化社会対策や子ども・子育て支援に関する施策方針を示す「第3期雄武町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援の充実などに取り組んでいます。

「第3期雄武町子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針を踏まえた「母子保健計画」、こど

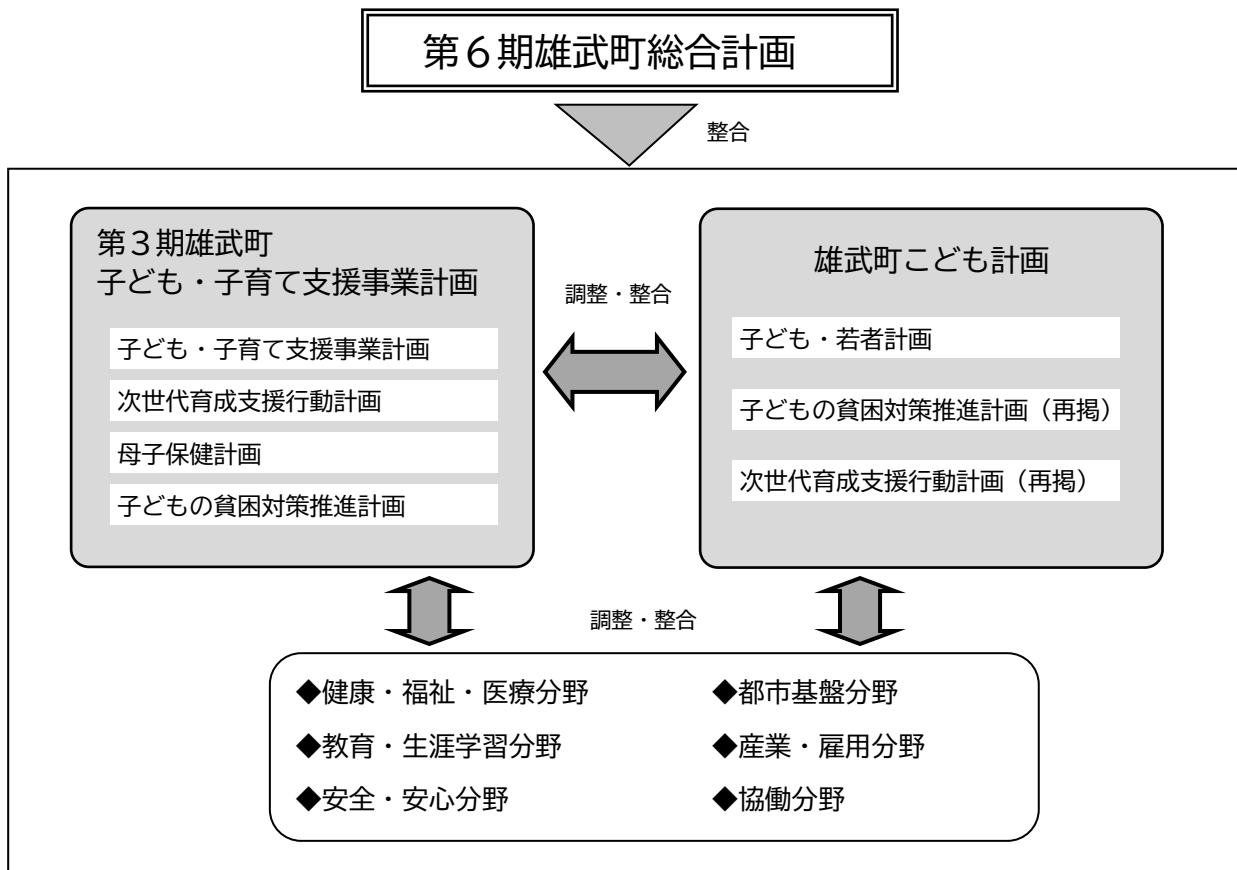
もの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に基づく市町村計画も包含しています。

本計画は、「こども基本法」第 10 条第 5 項に基づく「市町村こども計画」と位置づけます。また、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定する「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に規定する「子どもの貧困対策推進計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」を包含するとともに、「成育医療等基本方針」や、閣議決定された「こども未来戦略」、「こどもの居場所づくりに関する指針」に加えて、「北海道こども計画」や本町の最上位計画である「第 6 期雄武町総合計画」なども踏まえた計画とします。

■ 本計画の根拠法令等



■ 本町の総合計画等との関係



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4か年とします。

なお、令和12年度から開始される次期子ども計画においては、子ども・子育て支援事業計画と一体化し、雄武町の子ども施策を一元化した計画を策定することとしています。

■計画の期間と「子ども計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の一体化の時期



4 計画の策定体制

(1) 雄武町子ども計画策定本部会議

総合的な子ども施策の取組を推進するため、全庁横断的な「雄武町子ども計画策定本部会議」を設置し、計画の策定に向けた全庁的な調整と計画内容の検討を行いました。

(2) 雄武町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者、子ども関係団体に属する者、教育・保育・保健関係者、子どもの保護者、公募町民等で構成される「雄武町子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行い、委員からの意見を計画策定の参考としました。

(3) 雄武町子ども・子育て事務局会議

総務課、総合政策課、財務政策課、住民生活課、健康推進課、地域福祉課、若草保育所、風の子児童センター、産業振興課、建設水道課、教育委員会、子ども未来室で構成する「雄武町子ども・子育て事務局会議」で、関係各課が連携して本計画の内容を調整・検討しました。

(4) 計画策定に向けたアンケート調査

本町における子ども施策の検討及び子ども計画の策定のための基礎資料とするため、「町内の学校に通う小学生、中学生及び高校生の全学年の児童・生徒」、「前記児童・生徒の保護者」、「町内在住の子育て世帯及び若者（保育所に通う児の保護者を含む）」を対象者としたアンケート調査を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

令和7年12月26日（金）から令和8年1月25日（日）にかけて、町ホームページ等における意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

5 こども政策に関する国の主な動向

(1) こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

(2) こども大綱

こども大綱は、令和5年12月に閣議決定されました。こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めています。こども施策に関する基本的な方針は以下の6つが掲げられています。

- 1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に取り組む
- 6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(3) 成育医療等基本方針

平成30年に成立した「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）に基づく成育医療等基本方針（令和3年2月閣議決定）について、こども基本法の施行やこども家庭庁の設置に関連して、令和5年度に改定が行われました。妊娠、出産及び育児に関する

問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等に対し、「こども家庭センター」をコーディネーターとして多職種連携による支援を推進することとされています。

(4) こども未来戦略

「こども未来戦略」は、令和5年12月に閣議決定されました。少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられました。また、今後3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」の内容も示され、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」の創設等が盛り込まれました。

(5) こどもの居場所づくりに関する指針

「こどもの居場所づくりに関する指針」は令和5年12月に閣議決定されました。居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しているため、こどもが生きていくうえで居場所があることは不可欠とされています。地域における居場所づくりを推進する観点から、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点等が示されました。

なお、本指針では、こどもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められています。

(6) 子ども・若者育成支援推進法

「子ども・若者育成支援推進法」は、国や地方公共団体がこども・若者への支援に関して、基本理念、責務、施策を定めた法律で、平成21年7月1日に成立し、平成22年4月1日に施行されました。同法は、全ての若者が健やかに成長し、社会的に自立できる社会の実現を目指すものです。令和6年6月5日に可決・成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正（令和6年6月12日公布・施行）し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記しました。

(7) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

「こども大綱」に基づき、令和6年6月26日に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更され、「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと」等、解消すべきこどもの貧困が具体的に示されました。

6 こども計画に関する道の主な動向

(1) 北海道こども基本条例

道では、こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「北海道こども基本条例」を制定し、令和7年4月1日に施行しました。

条例では、「全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けることがないようにすること」、「全てのこどもについて、適切に養育され、生活を保障されるなど、福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられること」などを基本理念とし、こども施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するとしています。

(2) 北海道こども計画

道では、都道府県子ども・子育て支援事業計画等に位置づけられる計画として、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「北海道こども計画」を策定しました。

計画の目指す姿として「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、実現に向けて、「こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現」、「こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなえられる地域社会の実現」の二つを基本目標とし、各般の施策を進めていくこととしています。

また、目標達成に向けた基本的な方針として、

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する

との6つの基本方針を掲げ、この基本方針に沿って各般の取組を推進するとしています。

第2章 雄武町の現状

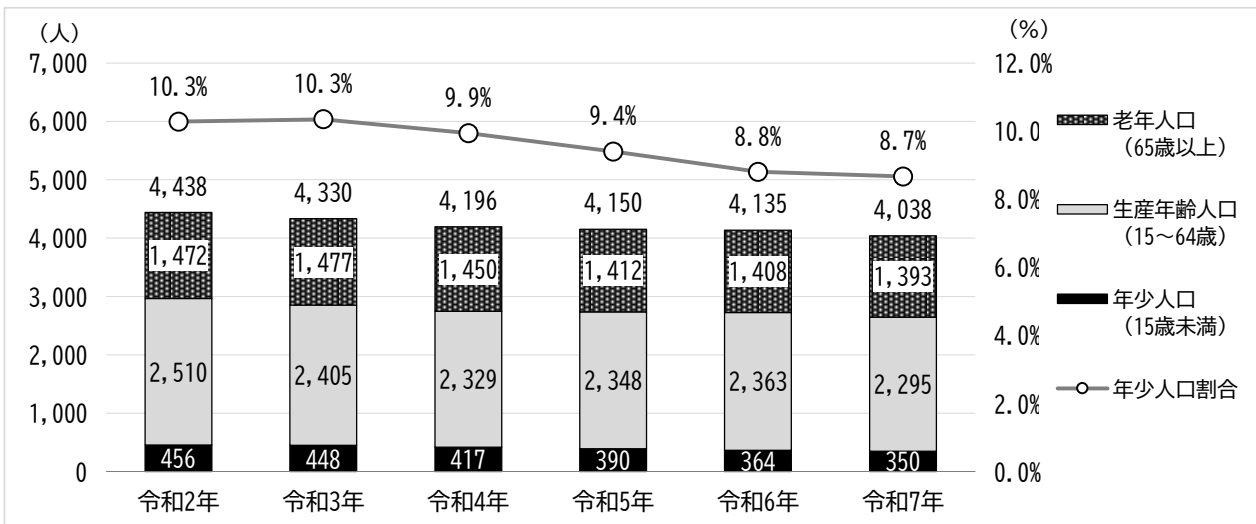
1 統計データからみる状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和7年4月1日現在4,038人となっており、微減傾向で推移しています。年齢3区分別人口は、年少人口（15歳未満）は一貫して微減傾向、生産年齢人口（15～64歳）は令和6年に一旦微増しましたが、令和7年は微減となっています。老年人口（65歳以上）は令和4年以降、微減傾向となっています。

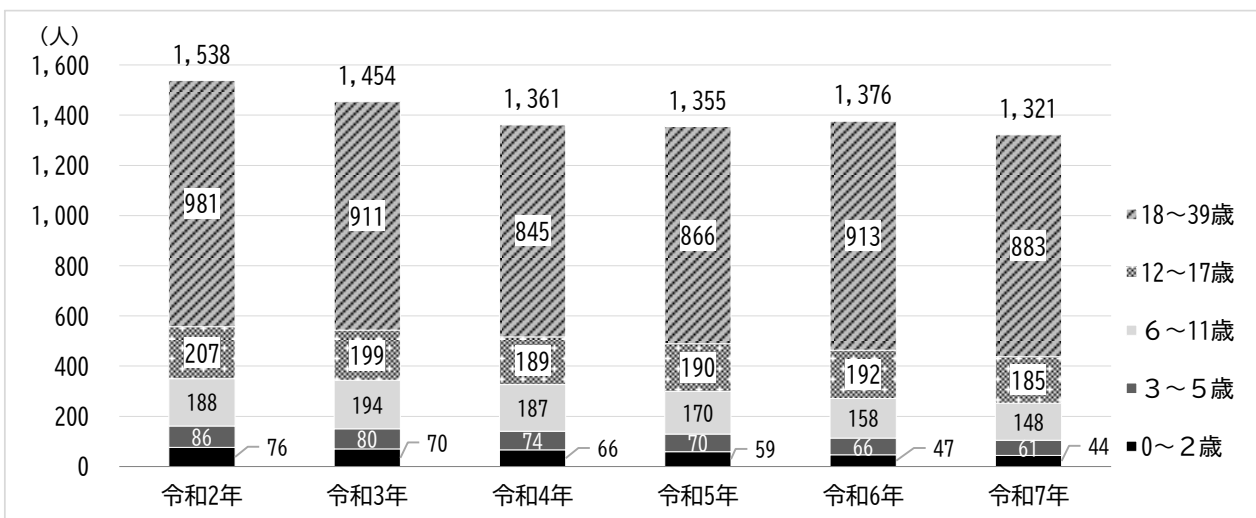
0～39歳未満の子ども・若者の人口は、令和7年4月1日現在1,321人となっており、令和6年に一旦微増となりましたが、傾向としては減少傾向となっています。

■年齢3区分人口と年少人口割合の推移



住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢区分別子ども・若者人口の推移



住民基本台帳（各年4月1日現在）

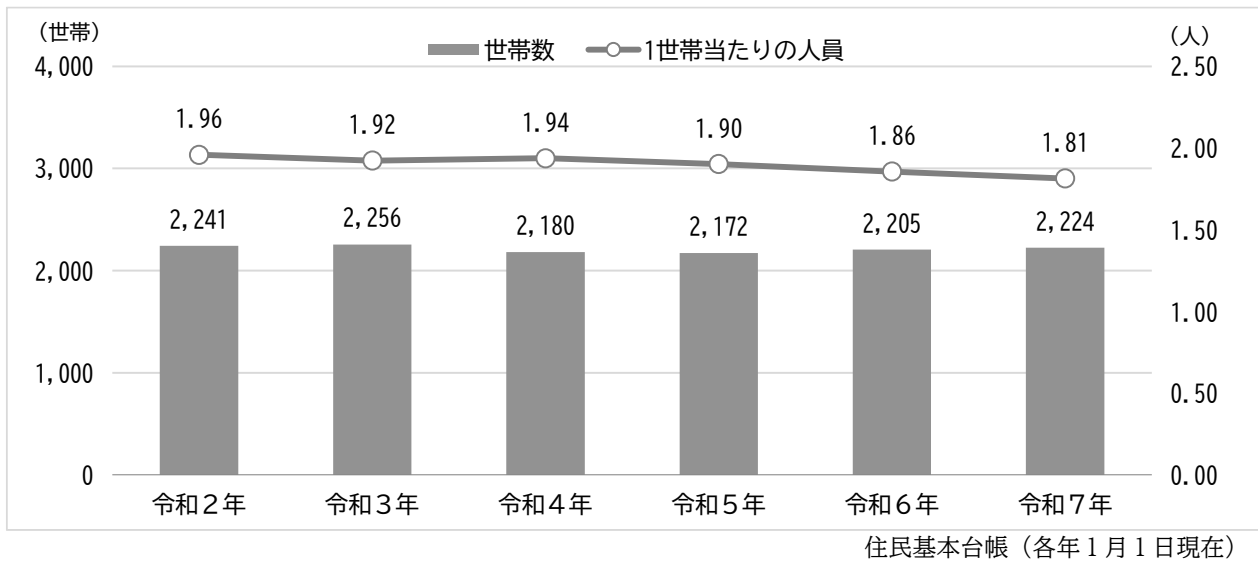
(2) 世帯数等の推移

本町の世帯数は、令和7年1月1日現在2,224世帯となっており、ほぼ横ばいで推移しています。一世帯あたりの人員は、令和5年以降微減傾向で、令和7年1月1日現在1.81人となっており、世帯人員の縮小が続いています。

世帯について、世帯類型別にみると、核家族世帯は、世帯数自体は減少傾向にあるものの、総数に占める割合はほぼ横ばい傾向となっています。

男親と子ども、女親と子どもから成るひとり親世帯について、世帯数、世帯総数に占める割合は年によって増減をしていますが、一定程度の数と割合で推移しています。

■世帯数及び一世帯あたりの人員の推移



■世帯の家族類型別の推移

単位：世帯、%

	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
総数 (普通世帯)	1,837	100.0%	1,780	100.0%	1,748	100.0%	1,714	100.0%
親族世帯	1,115	60.7%	1,097	61.6%	1,047	59.9%	1,024	59.7%
うち核家族世帯	953	51.9%	941	52.9%	905	51.8%	886	51.7%
うち夫婦のみ	455	24.8%	450	25.3%	434	24.8%	424	24.7%
うち夫婦と子ども	347	18.9%	341	19.2%	327	18.7%	309	18.0%
うち男親と子ども	24	1.3%	31	1.7%	26	1.5%	27	1.6%
うち女親と子ども	127	6.9%	119	6.7%	118	6.8%	126	7.4%
その他の親族世帯	162	8.8%	156	8.8%	142	8.1%	138	8.1%
非親族を含む世帯	10	0.5%	10	0.6%	13	0.7%	14	0.8%
単独世帯	712	38.8%	673	37.8%	688	39.4%	676	39.4%

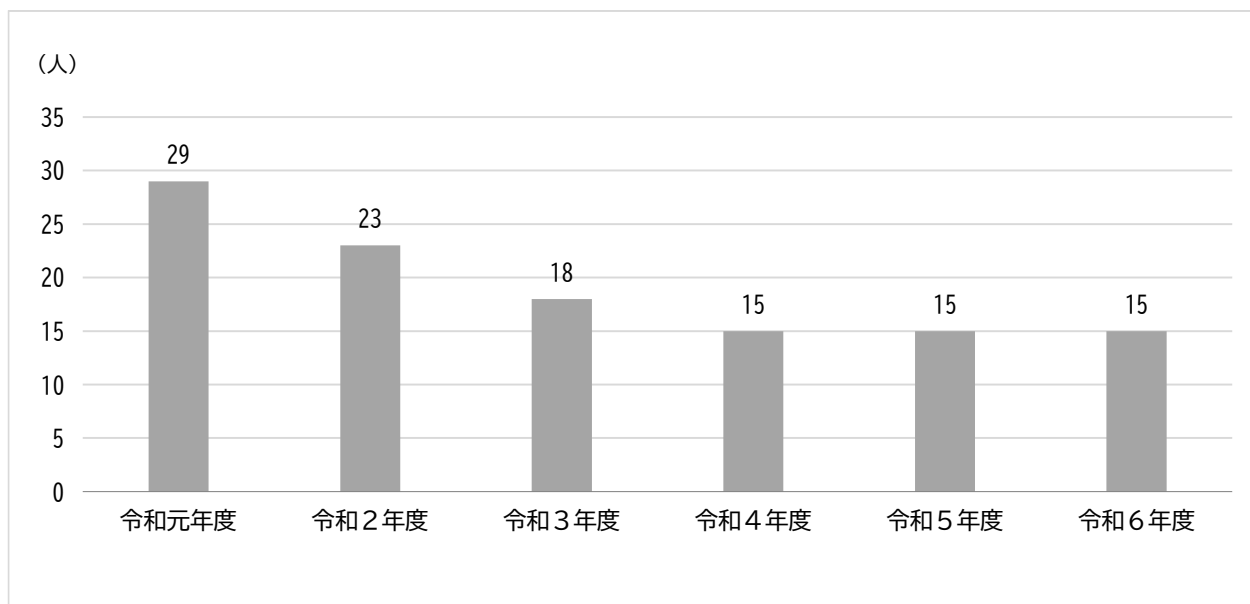
雄武町基本調査 (各年10月1日現在)

(3) 出生数等の推移

本町の出生数は、令和元年度は29人でしたが、減少傾向が続き、令和4年度に15人となり、それ以降は横ばいで推移しています。

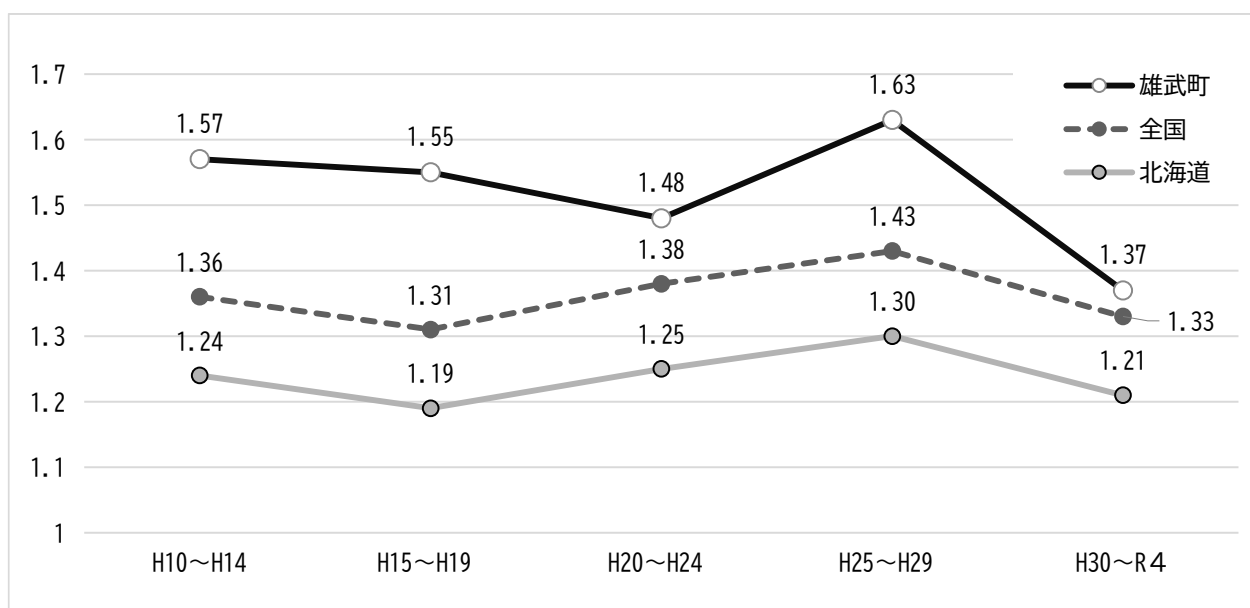
合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産むこどもの数に相当）は、全国や北海道を上回る水準で推移しているものの、平成30年～令和4年については、1.37となり、全国の水準に近づく値となっています。

■出生数の推移



雄武町調べ

■合計特殊出生率の推移



人口動態保健所・市区町村別統計

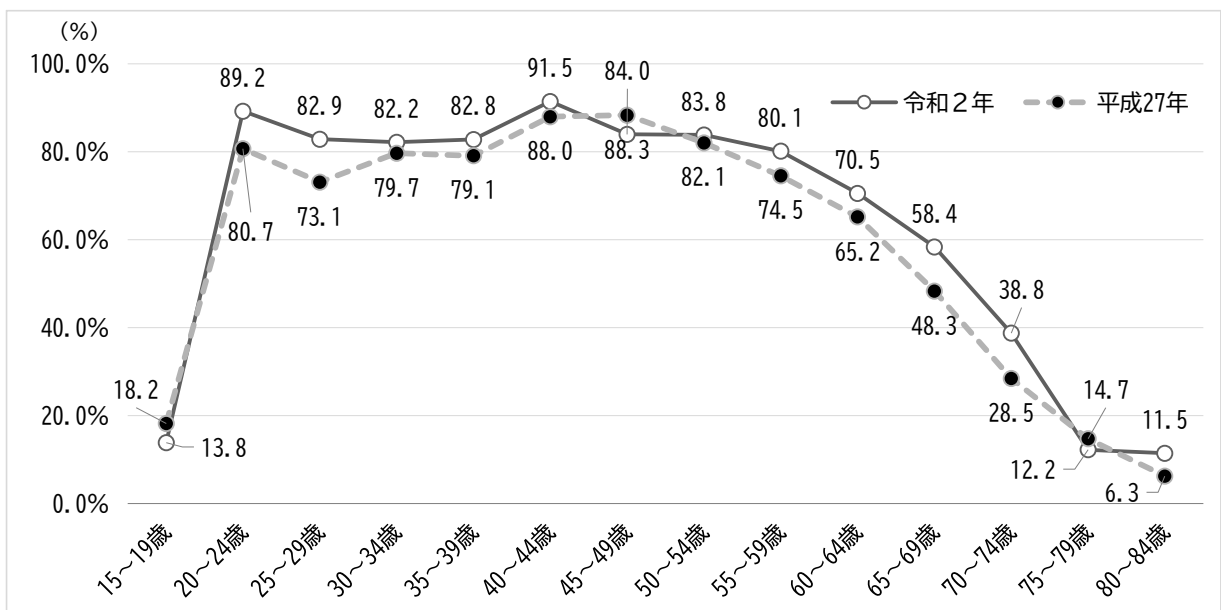
(4) 女性の就業率

女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）について、令和2年は、平成27年と比べて一部の年齢区分を除いて就業率の上昇が見られます。

女性の就業率の年齢区分別の推移については、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという緩やかなM字カーブを描くことが過去には知られていましたが、令和2年の雄武町のデータは、M字の谷が浅くなり、台形に近づいています。

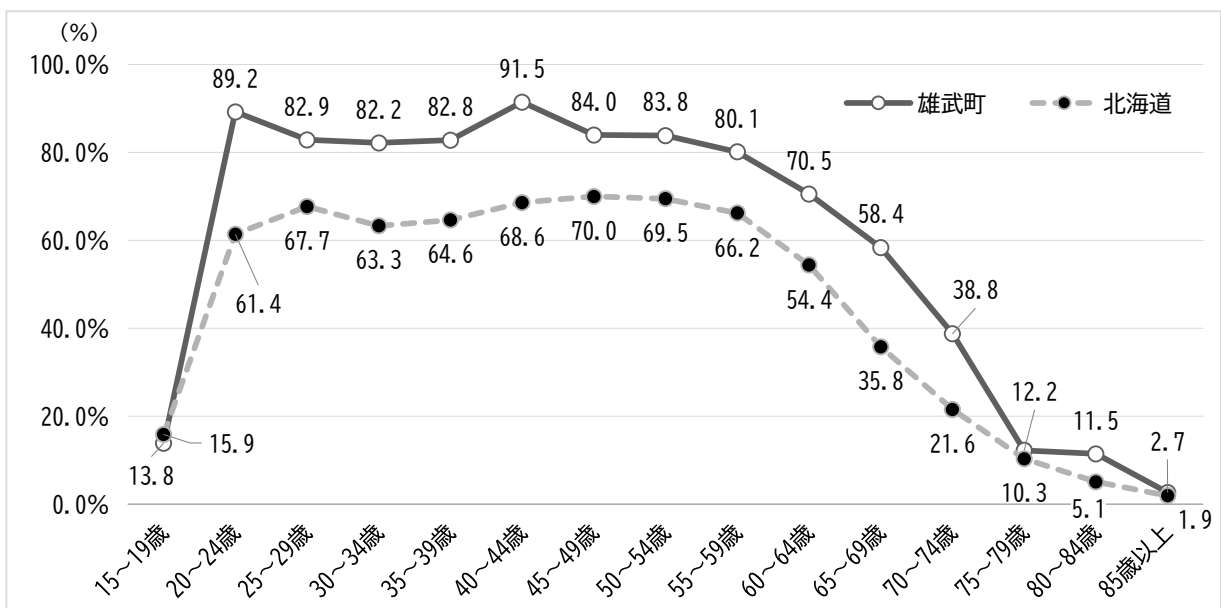
また、令和2年のデータについて北海道との比較でも一部の年齢区分を除き、大きく上回る水準となっています。

■本町の女性の就業率の推移



国勢調査（平成27年10月1日現在・令和2年10月1日現在）

■本町と北海道を比較した女性の就業率（令和2年）

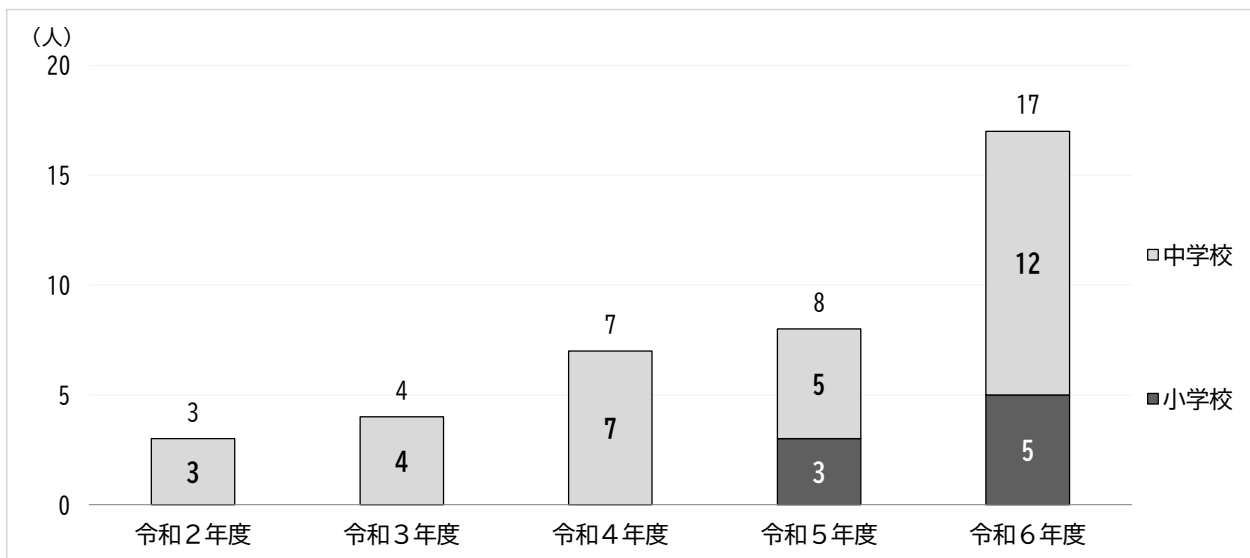


国勢調査（令和2年10月1日現在）

(5) 不登校児童・生徒数の推移

不登校の児童・生徒数は増加傾向にあります。令和6年度は、小学生が5人、中学生が12人となっています。

■不登校児童・生徒数の推移

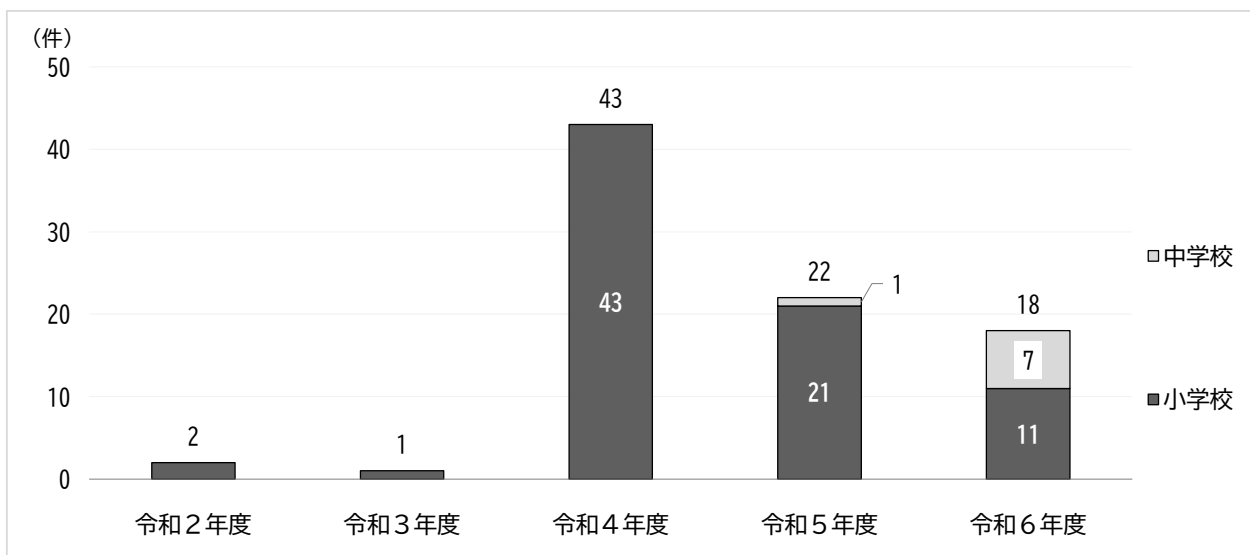


雄武町調べ

(6) いじめ認知件数の推移

小・中学校を合わせたいじめ認知件数は令和4年の43件をピークに減少傾向にあります。令和6年度は、小学校が11件、中学校が7件となっています。

■いじめ認知件数の推移



雄武町調べ

2 こども施策に関する事業の実施状況

① 障害者手帳所持者数（18歳未満）

3手帳を合わせた障害者手帳所持者数（18歳未満）は令和5年度まで増加傾向にありましたが、令和6年度は横ばいとなっており、所持者数は、身体障害者手帳が2人、療育手帳が24人、精神障害者保健福祉手帳が0人で、合わせて26人となっています。

身体障害者手帳所持者数は横ばい、療育手帳所持者数は令和5年度まで増加傾向にありましたが、令和6年度は横ばい、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は0人が続いています。

■障害者手帳所持者数（18歳未満）の推移

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳	人	1	2	2	2	2
療育手帳	人	16	16	22	24	24
精神障害者保健福祉手帳	人	1	0	0	0	0
合計	人	18	18	24	26	26

雄武町調べ（各年度4月1日現在）

② 児童扶養手当の支給

児童扶養手当受給世帯数は、令和4年度以降、微減傾向で推移しており、令和6年度は24世帯となっています。

■児童扶養手当受給世帯数の推移

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給世帯数	世帯	23	27	25	26	24

雄武町調べ（年度末時点）

③ 生活保護費の支給（18歳未満）

生活保護費の受給率（18歳未満）は、4%～5%で推移しています。

■生活保護受給世帯数（18歳未満）の推移

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給率	%	4	4	0	5	4

雄武町調べ（年度末時点）

④ 要保護・準要保護児童生徒就学援助

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、修学旅行費、給食費、学用品費、新入学児童生徒学用品費等の就学に必要な援助を行う要保護・準要保護

児童生徒就学援助が行われた児童・生徒数は減少傾向にあり、令和6年度は19人となっています。

■要保護・準要保護児童生徒就学援助の対象児童・生徒数の推移

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学生	人	23	19	15	10	7
中学生	人	14	13	9	11	12
合計	人	37	32	24	21	19

雄武町調べ（年度末時点）

⑤ 児童虐待の相談対応

児童虐待の相談対応件数は、年度によって上下しており、令和6年度で5件となっています。

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待相談対応件数	件	8	8	11	5	5

雄武町調べ（年度末時点）

⑥ 要支援・要保護児童

要支援・要保護児童件数は、年度によって上下しており、令和6年度で5件となっています。

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援	件	5	3	8	4	4
要保護	件	1	2	1	0	1
合計	件	6	5	9	4	5

雄武町調べ（年度末時点）

3 アンケート調査からみる現状

(1) こどもの居場所に係るアンケート調査

① 調査の目的

本町における地域におけるこどもの居場所に関する課題・ニーズを調査し、雄武町のこどもの居場所に対して効果的な支援方を明らかにすることを目的として実施しました。

② 調査方法

○調査対象者：町内の小・中・高校生

○調査方法：学校経由で配布・回収

○回収状況

学校名	配布数	有効回答数	有効回答率 (%)
雄武小学校	133	132	99.2%
沢木小学校	26	26	100.0%
雄武中学校	92	76	82.6%
雄武高校	60	59	98.3%

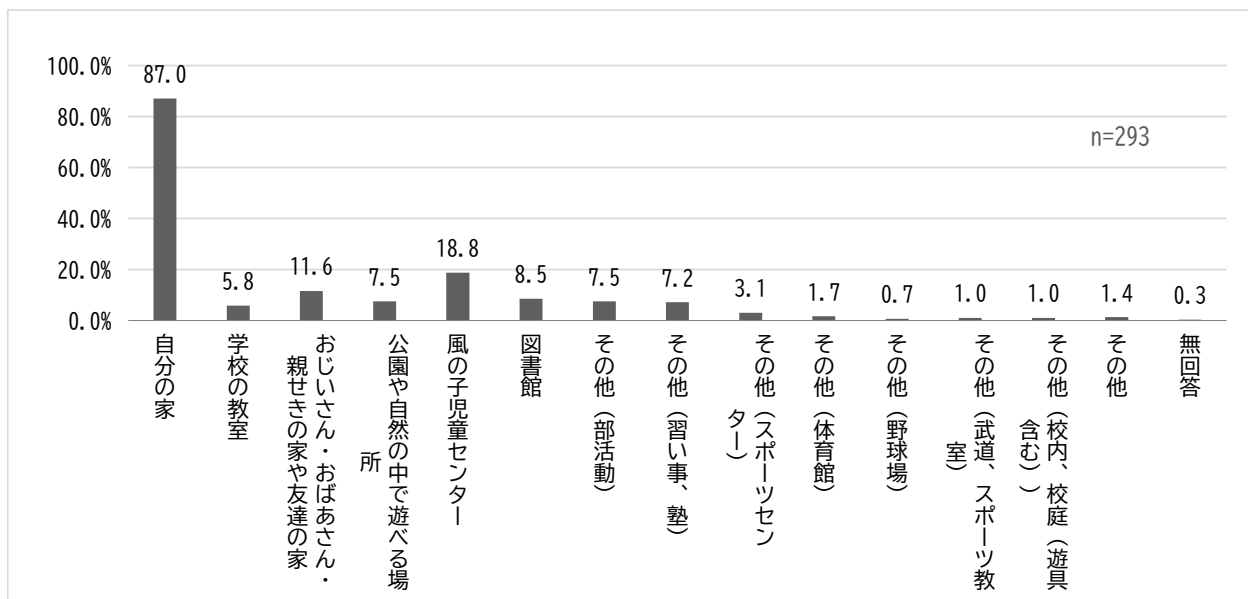
③ 調査期間

令和6年11月

④ 主な調査結果

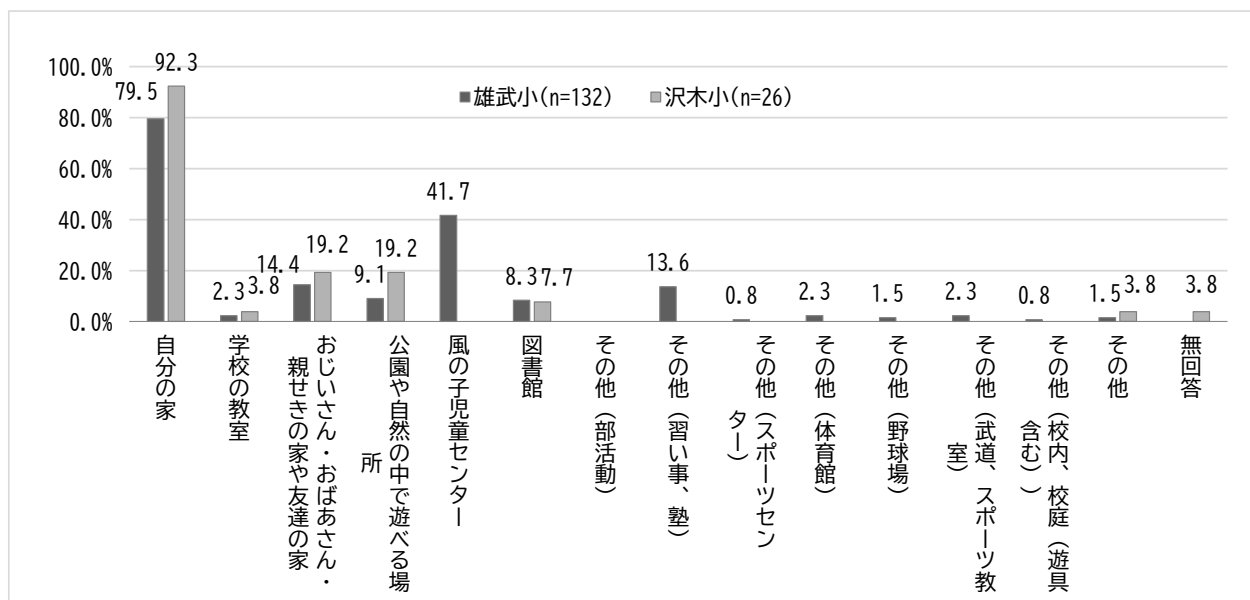
■放課後（月～金）の過ごし場所（全体）

小・中・高校生の子どもたちが放課後を過ごしている場所について、アンケート調査では、「自分の家」が9割弱で最も割合が高くなっています。



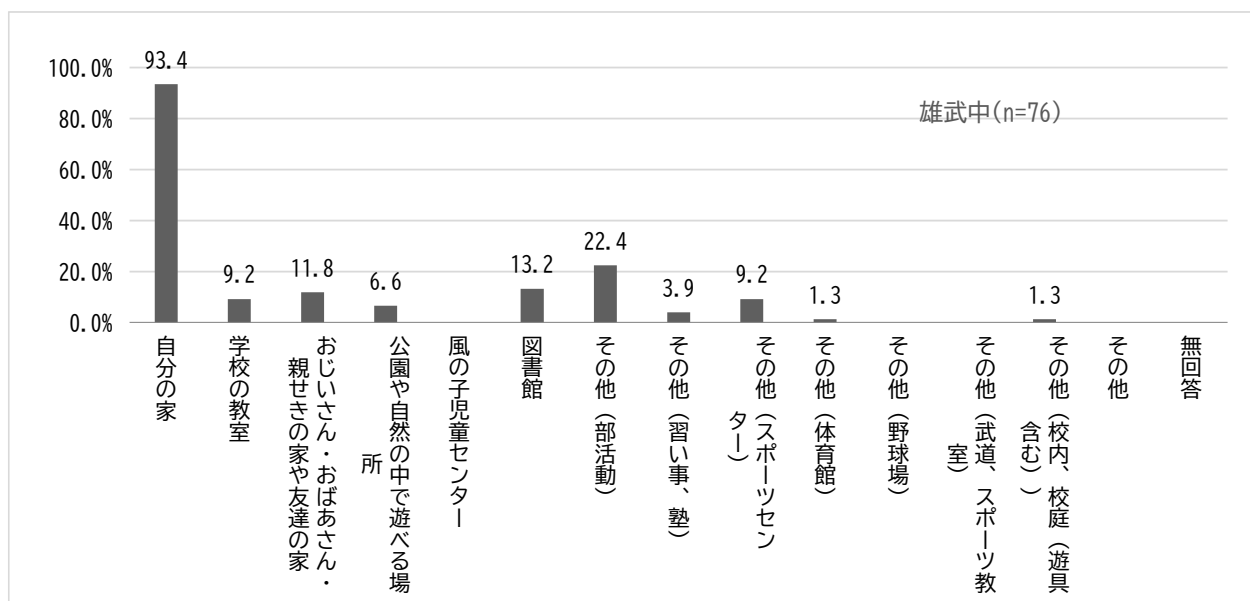
■放課後（月～金）の過ごし場所（小学生）

雄武小、沢木小の児童ともに「自分の家」との回答割合が最も高くなっています。特に、沢木小の児童は9割強と高くなっています。雄武小の児童は、次いで、「風の子児童センター」が4割強、「その他（習い事、塾）」が13.6%となっています。沢木小の児童は、次いで、「おじいさん・おばあさん・親せきの家や友達の家」と「公園や自然の中で遊べる場所」がともに2割弱となっています。



■放課後（月～金）の過ごし場所（中学生）

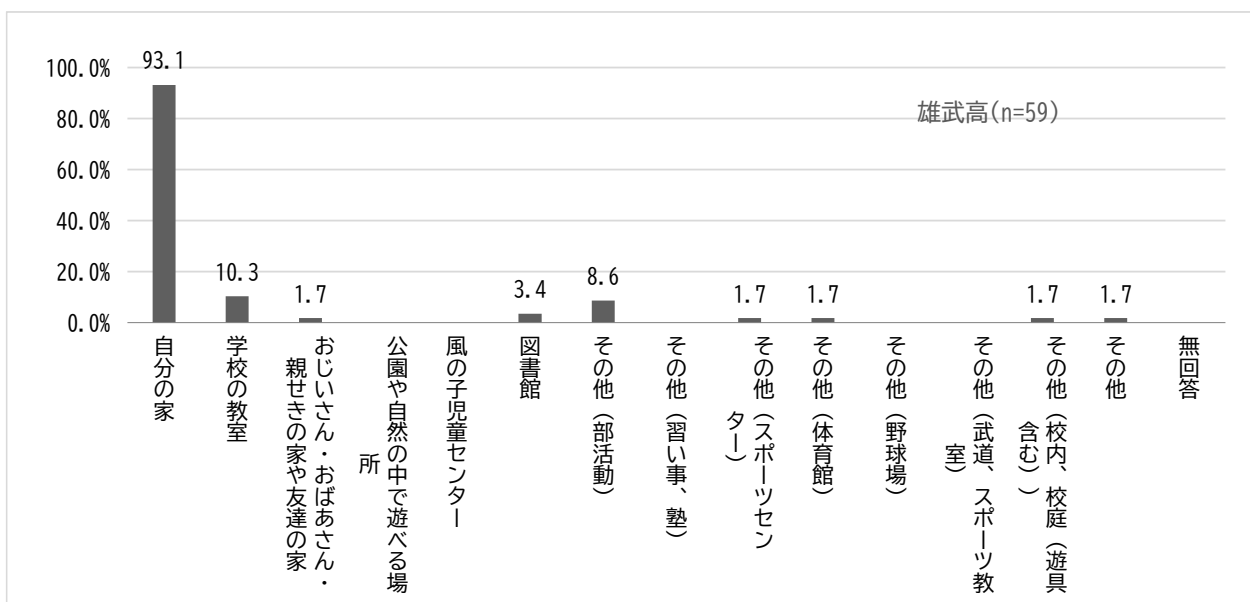
雄武中の生徒は「自分の家」との回答割合が9割強と最も高くなっています。次いで、「その他（部活動）」が2割強となっています。



■放課後（月～金）の過ごし場所（高校生）

雄武高の生徒は「自分の家」との回答割合が9割強と最も高くなっています。次いで、「学校の教室」が1割、「その他（部活動）」が1割弱となっています。

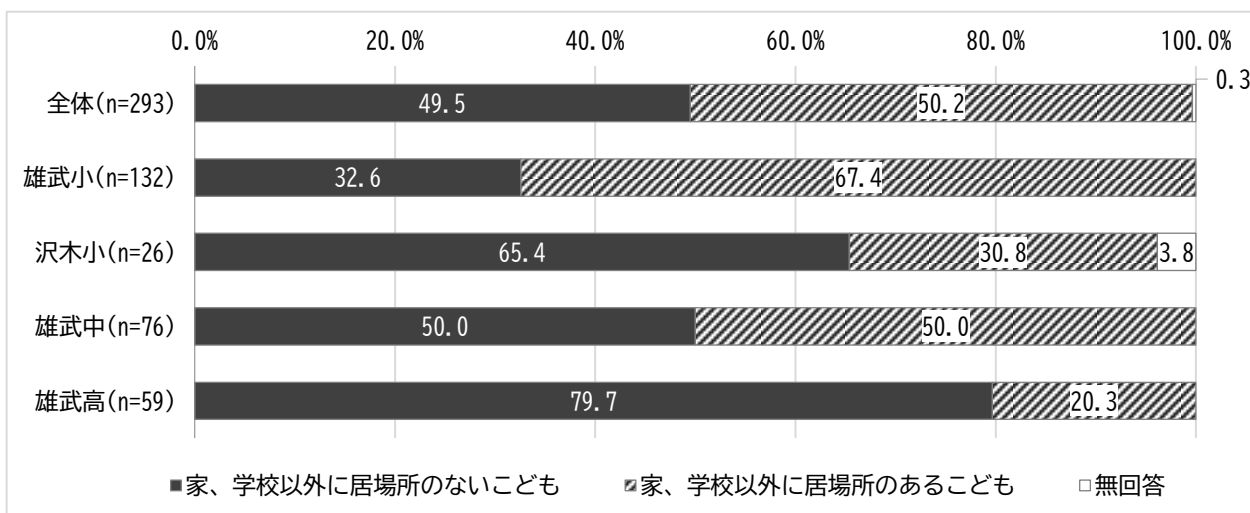
小・中学生に比べ、「自分の家」と「学校の教室」以外の場所で過ごす人の割合が総じて低くなっています。



■家と学校以外の居場所の有無

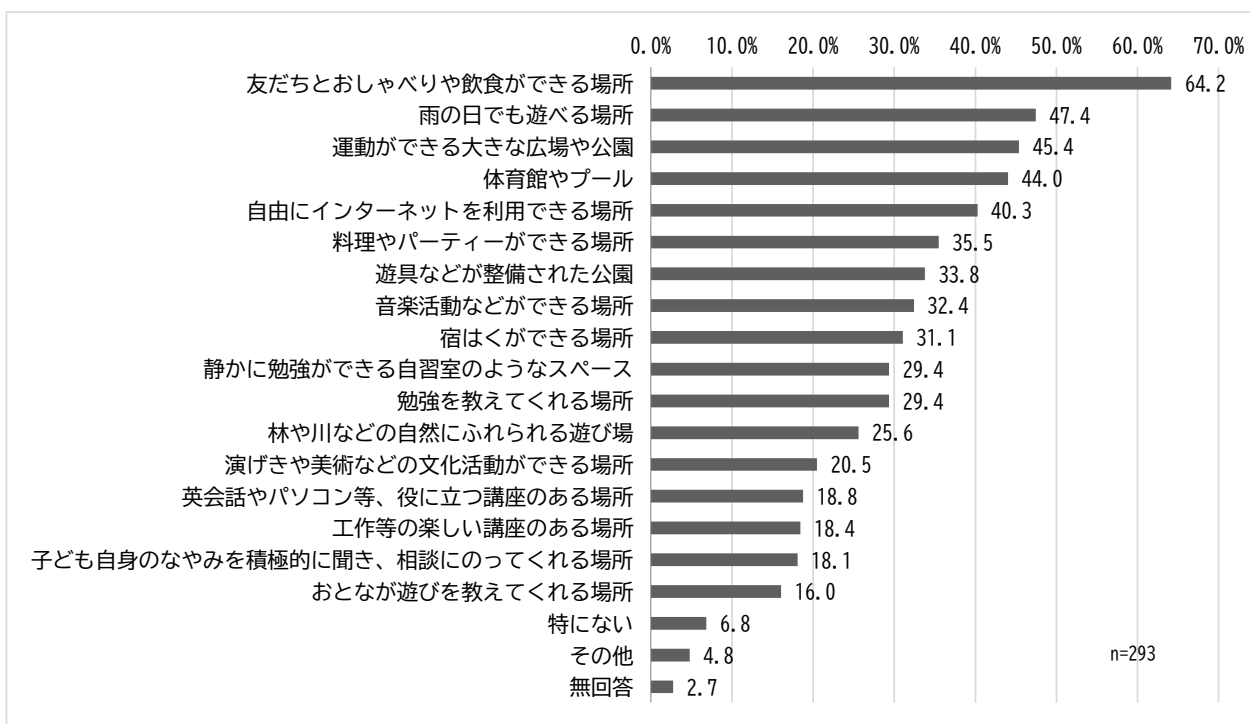
放課後を過ごす場所として、「自分の家」（家）と「学校の教室」（学校）以外に過ごす場所があるかについて、全体では、第3の居場所の「ある」こどもが約5割、「ない」こどもが5割弱で、概ね半々という状況となっています。

学校別にみると、雄武小では、あるが7割弱、ないが3割強、沢木小では、あるが約3割、ないが6割半ば、雄武中では、あるとない生徒が5割ずつで半々、雄武高では、あるが約2割、ないが8割弱となっています。雄武小以外は第3の居場所のない児童・生徒が半数以上を占めています。



■どのような居場所を希望するか（全体）

小・中・高校生の子どもたちが放課後を過ごす場所について、アンケート調査でどのような居場所があるといいと思うかを聞いたところ、割合の高い順に「友だちとおしゃべりや飲食ができる場所」、「雨の日でも遊べる場所」、「運動ができる大きな広場や公園」、「体育館やプール」、「自由にインターネットを利用できる場所」となっています。



■どのような居場所を希望するか（学校別）

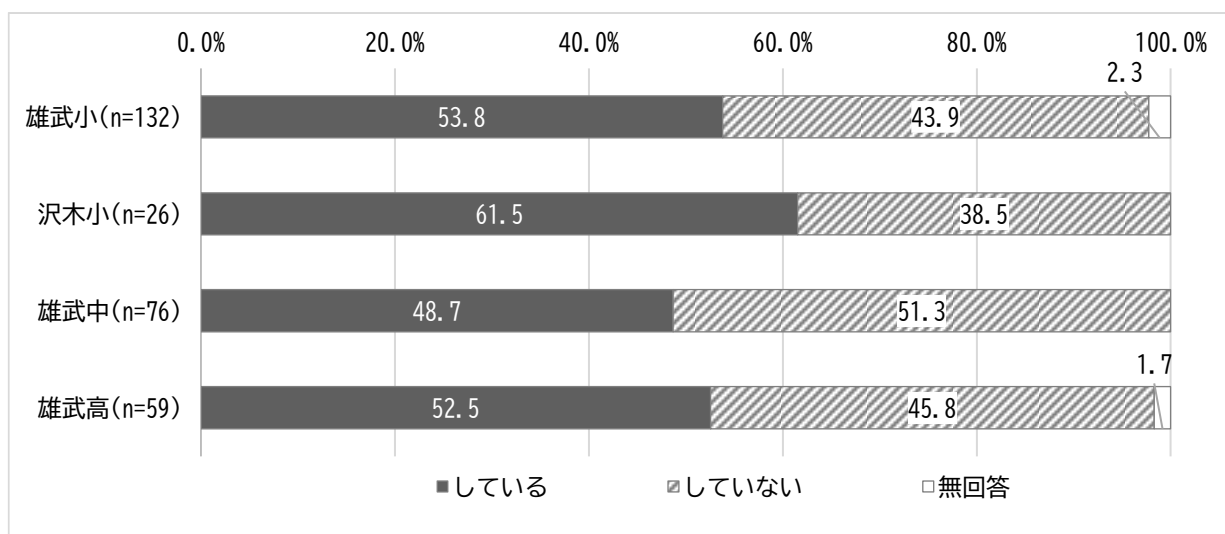
学校ごとに、どんな居場所があるといいと思うかをみると、沢木小を除き「友だちとおしゃべりや飲食ができる場所」が第1位となっています。沢木小では、「体育館やプール」が第1位となっています。

◇どんな居場所があるといいと思うか（上位5項目）

	雄武小(n=132)	沢木小(n=26)	雄武中(n=76)	雄武高(n=59)
第1位	友だちとおしゃべりや飲食ができる場所	体育館やプール	友だちとおしゃべりや飲食ができる場所	友だちとおしゃべりや飲食ができる場所
第2位	雨の日でも遊べる場所	運動ができる大きな広場や公園	運動ができる大きな広場や公園	運動ができる大きな広場や公園
第3位	料理やパーティーができる場所	友だちとおしゃべりや飲食ができる場所	雨の日でも遊べる場所	体育館やプール
第4位	体育館やプール	雨の日でも遊べる場所	自由にインターネットを利用できる場所	雨の日でも遊べる場所
第5位	自由にインターネットを利用できる場所	音楽活動などができる場所	静かに勉強ができる自習室のようなスペース	自由にインターネットを利用できる場所

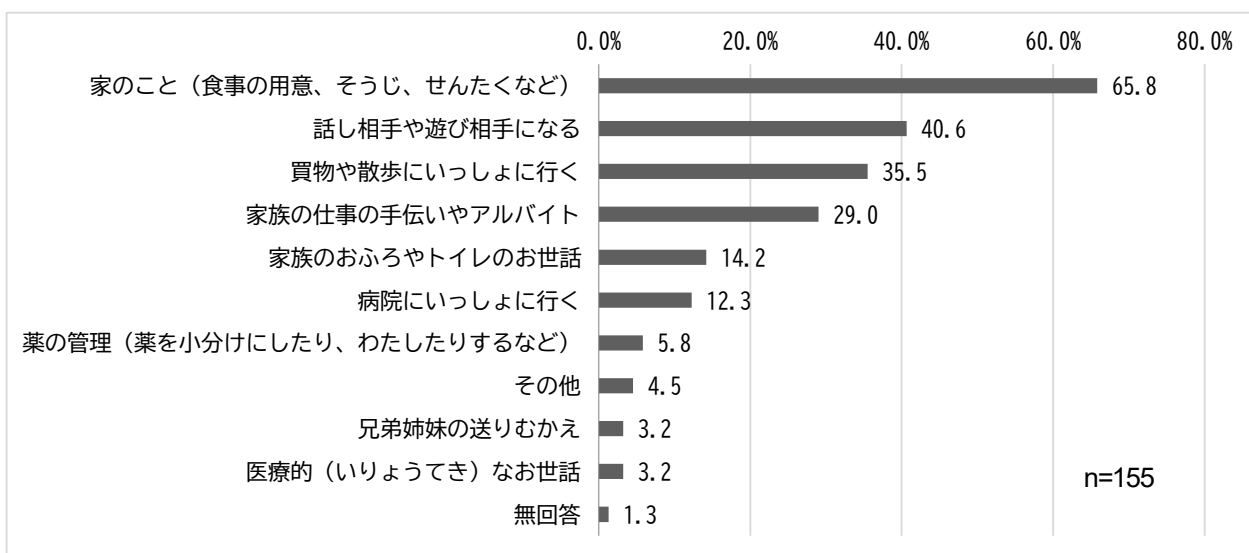
■大人のかわりに家のことや家族の世話をしているか

大人のかわりに家のことや家族のお世話をしているこどもの割合は、雄武小の児童が5割強、沢木小の児童が6割強、雄武中の生徒が5割弱、雄武高の生徒が5割強となっています。



■大人のかわりにしていること（全体）

大人のかわりに家のことや家族のお世話をしていると回答したこどもに、どのようなことをしているかを聞いたところ、全体では、「家のこと（食事の用意、そうじ、せんたくなど）」が7割弱で最も高く、次いで、「話し相手や遊び相手になる」が約4割、「買物や散歩にいっしょに行く」が4割弱、「家族の仕事の手伝いやアルバイト」が3割弱となっています。

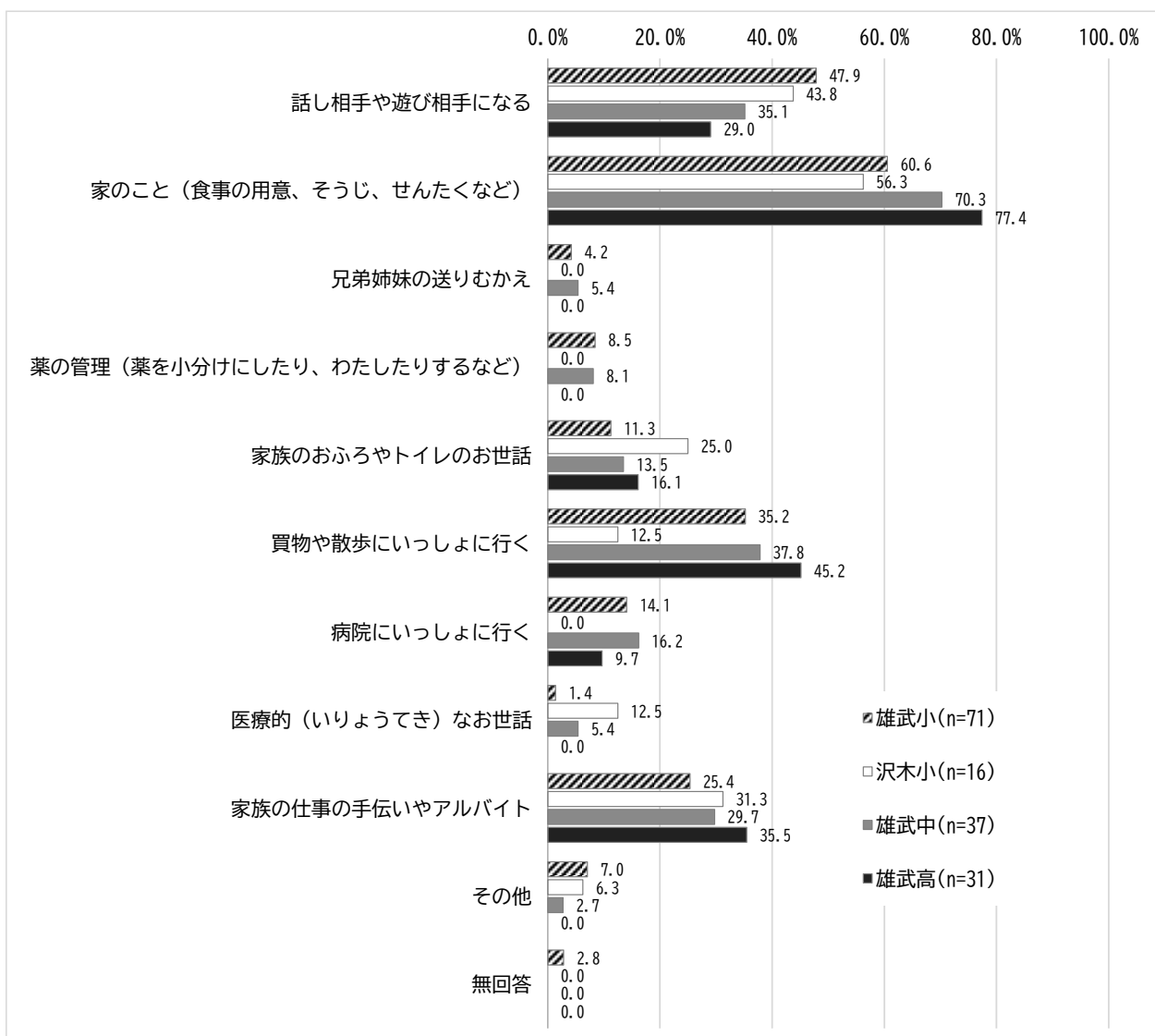


■大人のかわりにしていること（学校別）

大人のかわりに家のことや家族のお世話をしていると回答したこどもに聞いた、どのようなことをしているかについて学校別にみると、小学校から高校の各校の児童・生徒ともに「家のこと（食事の用意、そうじ、せんたくなど）」が最も高くなっています。

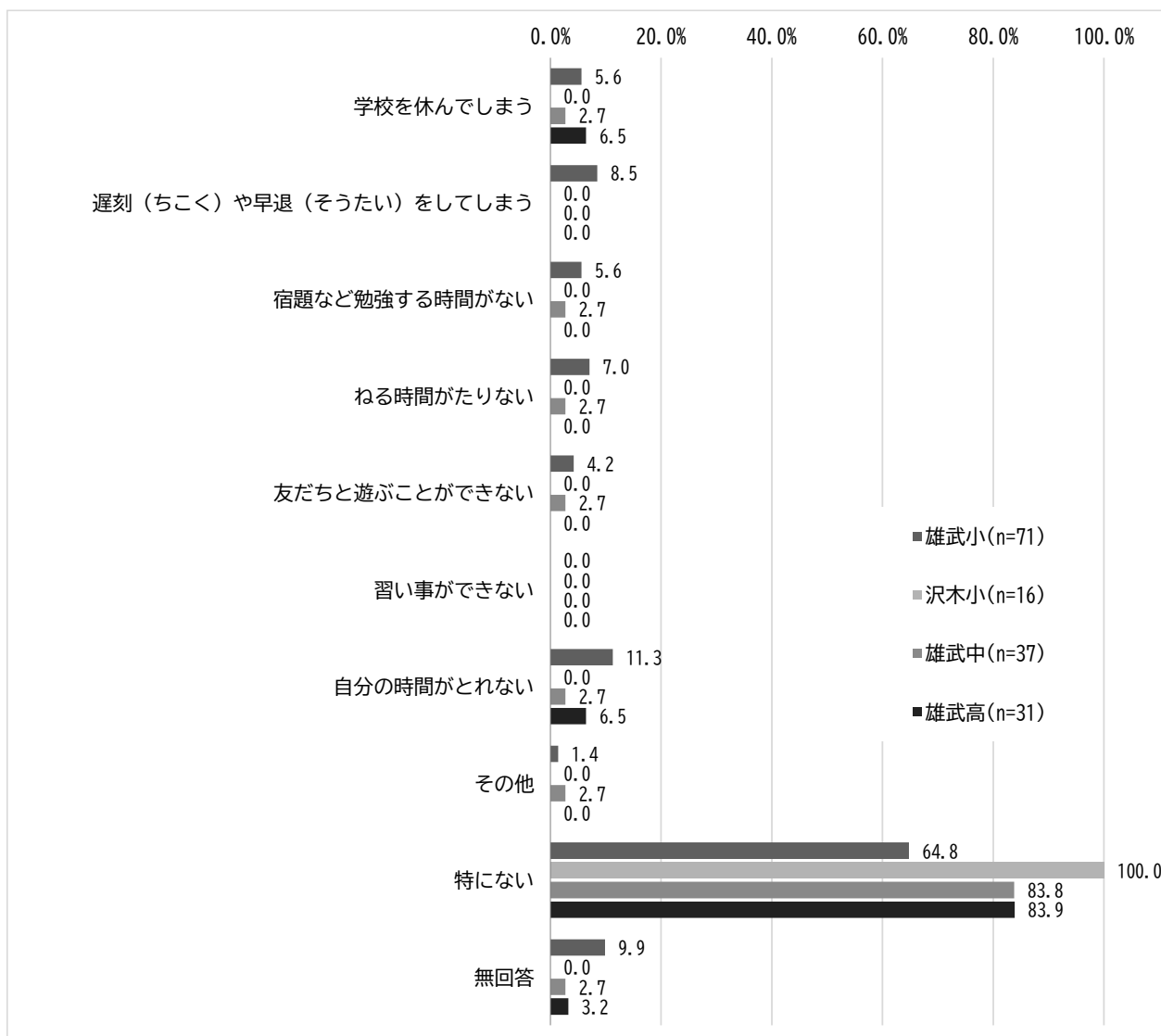
雄武小の児童は、次いで、「話し相手や遊び相手になる」、「買物や散歩にいっしょに行く」となっています。沢木小では、次いで、「話し相手や遊び相手になる」、「家族の仕事の手伝いやアルバイト」となっています。雄武中の生徒は、次いで、「買物や散歩にいっしょに行く」、「話し相手や遊び相手になる」となっています。雄武高の生徒は、次いで、「買物や散歩にいっしょに行く」、「家族の仕事の手伝いやアルバイト」の順となっています。

また、「薬の管理（薬を小分けにしたり、わたしたりするなど）」については、雄武小の児童が8.5%、雄武中の生徒が8.1%となっています。さらに、「医療的（いりょうてき）なお世話」については、沢木小の児童が12.5%、雄武中の生徒が5.4%、雄武小の児童が1.4%となっています。



■家のことや家族の世話をすることでの影響（学校別）

家のことや家族の世話をすることでの影響について、学校別でみると、小学校から高校の各校の児童・生徒ともに「特にない」との回答割合が最も高くなっていますが、「学校を休んでしまう」や「遅刻（ちこく）や早退（そうたい）をしてしまう」といった学校生活に支障がある児童・生徒の回答も数パーセントで見られます。



(2) 雄武町こども計画策定に向けたアンケート調査

① 調査の目的

本町におけるこども施策の検討及びこども計画の策定のための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

本調査における調査対象者及び調査方法等については、下表のとおりです。

調査対象者	調査方法
町内の学校に通う小学生、中学生及び高校生の全学年の児童・生徒	Web調査（インターネット調査）にて質問を配信し、回答を回収 ※なお、児童及び生徒票と保護者票について接続可能な方法で調査を実施
上記児童・生徒の保護者	Web調査（インターネット調査）にて質問を配信し、回答を回収、または、希望者には調査票を配布し、回収 ※なお、児童及び生徒票と保護者票について接続可能な方法で調査を実施
町内在住の子育て世帯及び若者（18～39歳） ※保育所に通う児の保護者を含む	Web調査（インターネット調査）にて質問を配信し、回答を回収、または、希望者には調査票を配布し、回収

③ 調査期間

令和7年7月

④ 配布数及び回収数等

本調査における調査対象者別の配布数及び回収数等は、下表のとおりです。

調査対象者	配布数	回収票数	回収率
雄武小学校（全児童）	124	122	98.4%
沢木小学校（全児童）	24	24	100.0%
雄武中学校（全生徒）	93	76	81.7%
雄武高校（全生徒）	53	46	86.8%
小・中・高校生の保護者	294	134	45.6%
子育て世帯及び若者	300	85	28.3%

※保護者調査においては、調査票がこどもの人数分届くことから、回答負担軽減のため1回（1票）のみ回答する方式としました。このため、回収票数については、調査依頼が1通届いた人を1票、2通届いた人を2票、3通届いた人を3票と換算して計上しています

⑤ 有効回答票数

回収票のうち、本調査の集計対象となった有効回答票数は、下表のとおりです。

調査対象者	回答票数	有効回収票数
小学生	146	146
中学生	76	76
高校生	46	46
小・中・高校生の保護者	134	110
子育て世帯及び若者	85	85

⑥ 主な調査結果

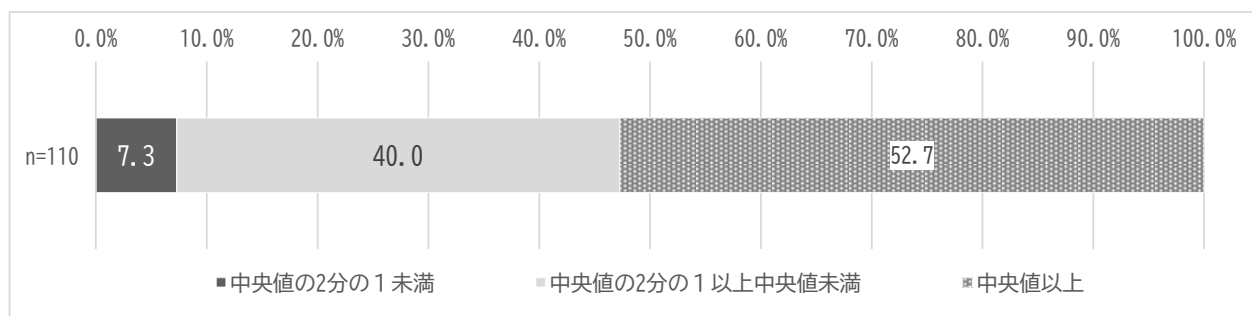
■等価世帯収入の水準（小・中・高校生の保護者）

小・中・高校生が同居する世帯の年間収入の水準について、「こどもと同居し、生計が同じ家族の人数（単身赴任やひとり暮らしの子を除く）」を踏まえ、次のような処理をして「等価世帯収入」（世帯の年間収入を世帯人数の平方根で割って算出されるもの）による分類を行いました。

- 各選択肢の中央値をその世帯の年間収入（税込み）の値とします。例えば、「0～50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば、75万円とします。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とします。
- 税や社会保険料を除いた可処分所得（いわゆる手取り収入）とするため、上記の値に0.8を乗じ、さらに、同アンケートで得られた同居家族の人数の平方根で除します。
- 以上の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、中央値の2分の1未満であるか否かで分類します。

中央値は277.1万円となり、中央値の2分の1は約138.6万円となりました。

「中央値の2分の1未満」に該当する世帯を「貧困」、「中央値の2分の1以上中央値未満」に該当する世帯を「貧困」の課題を抱えるリスクの高い世帯として分類することとしました。

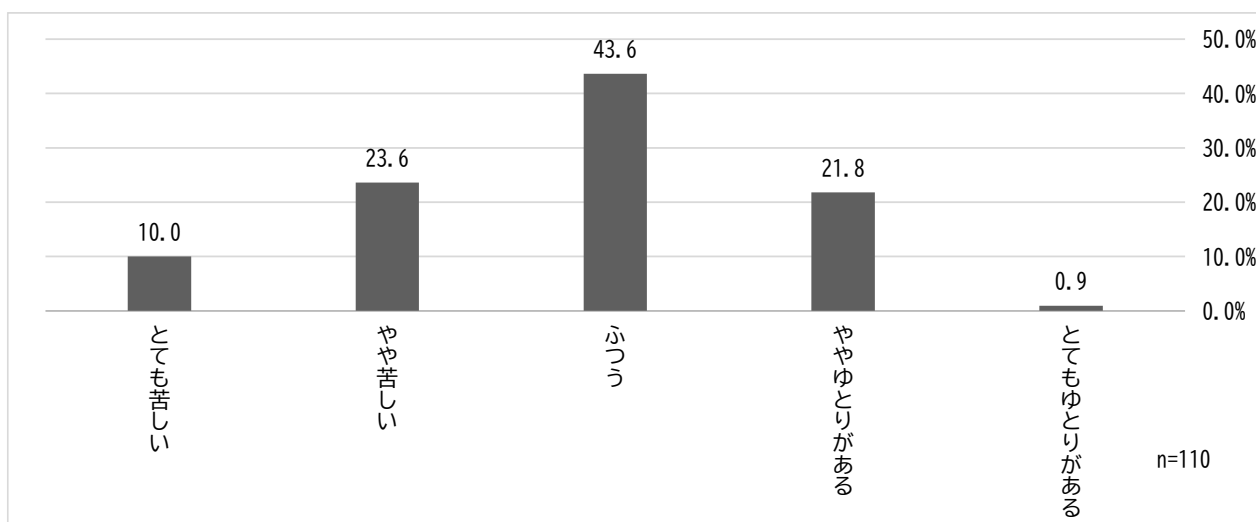


分類の結果、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」に該当するのは7.3%、「中央値の2分の1以上中央値未満」に該当するのは40.0%、「中央値以上」に該当するのは52.7%となりました。

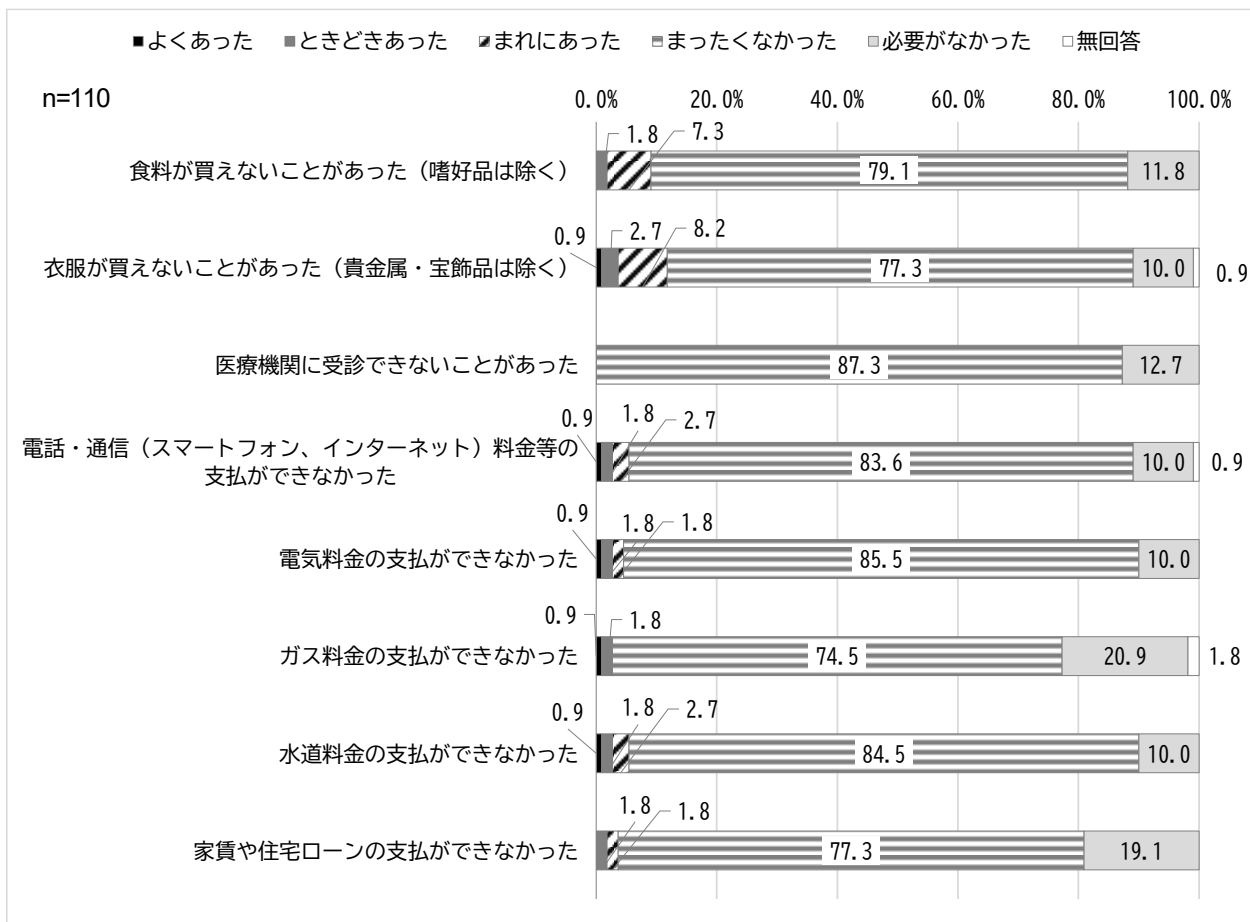
■経済的な面からみた生活状況（小・中・高校生の保護者）

小・中・高校生の保護者に、現在の生活状況は、経済的な面からみてどう感じているかを聞いたところ、「ふつう」が43.6%で最も高くなっています。

一方、「やや苦しい」は23.6%、「とても苦しい」は10.0%で、合わせて33.6%が経済的な面からみた生活状況は苦しいと回答しています。また、「ややゆとりがある」は21.8%、「とてもゆとりがある」は0.9%で、ゆとりがあると回答した世帯の割合は22.7%となっています。

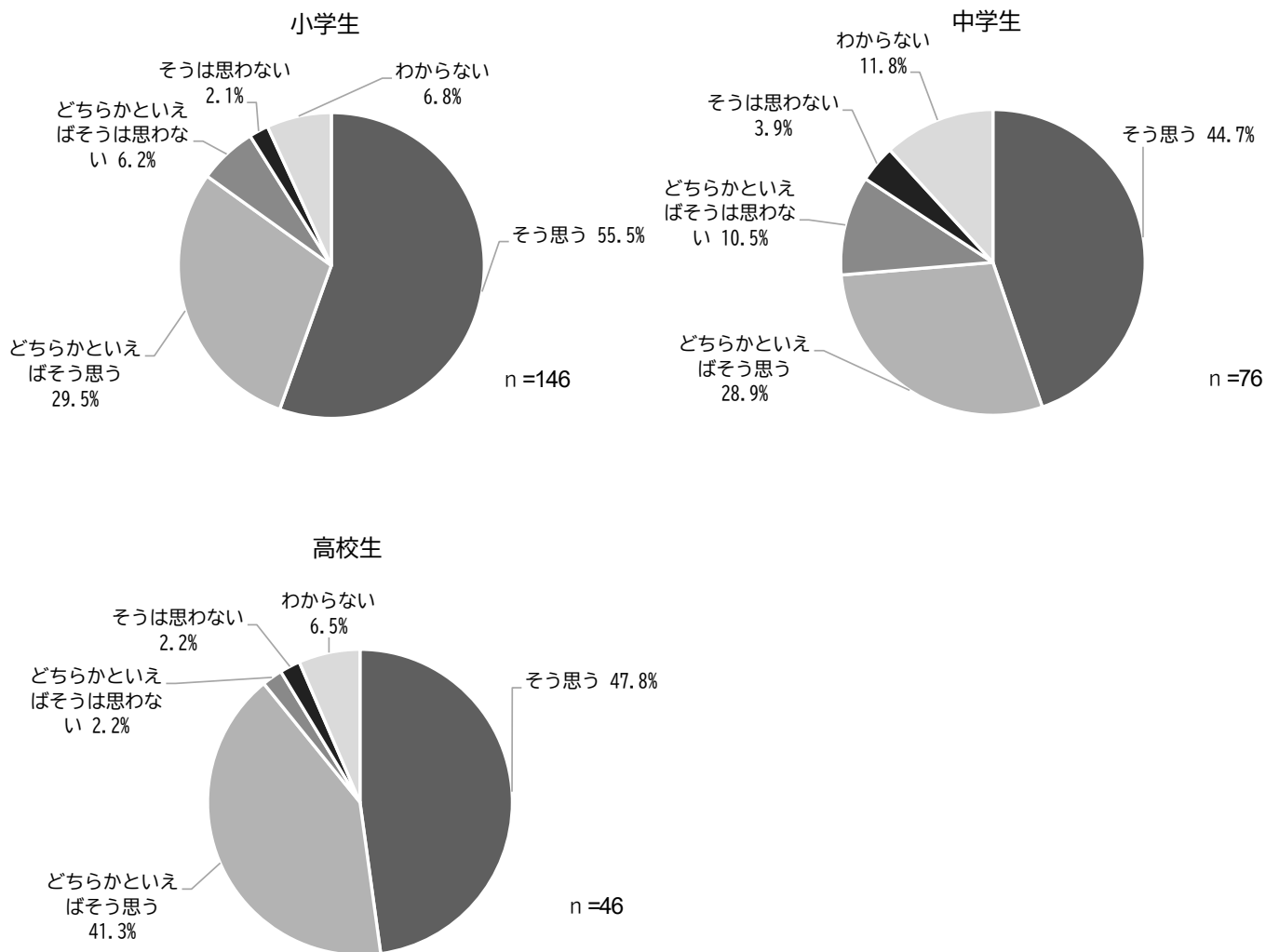


■過去1年間にお金が足りなくて起こったこと（小・中・高校生の保護者）



小・中・高校生の保護者に、過去1年の間に、お金が足りなくて起こったことについて聞いたところ、「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」を合わせた割合は、「食料が買えないことがあった（嗜好品は除く）」が9.1%、「衣服が買えないことがあった（貴金属・宝飾品は除く）」が11.8%、「医療機関に受診できないことがあった」が0.0%、「電話・通信（スマートフォン、インターネット）料金等の支払ができなかった」が5.4%、「電気料金の支払ができなかった」が4.5%、「ガス料金の支払ができなかった」が2.7%、「水道料金の支払ができなかった」が5.4%、「家賃や住宅ローンの支払ができなかった」が3.6%となっています。

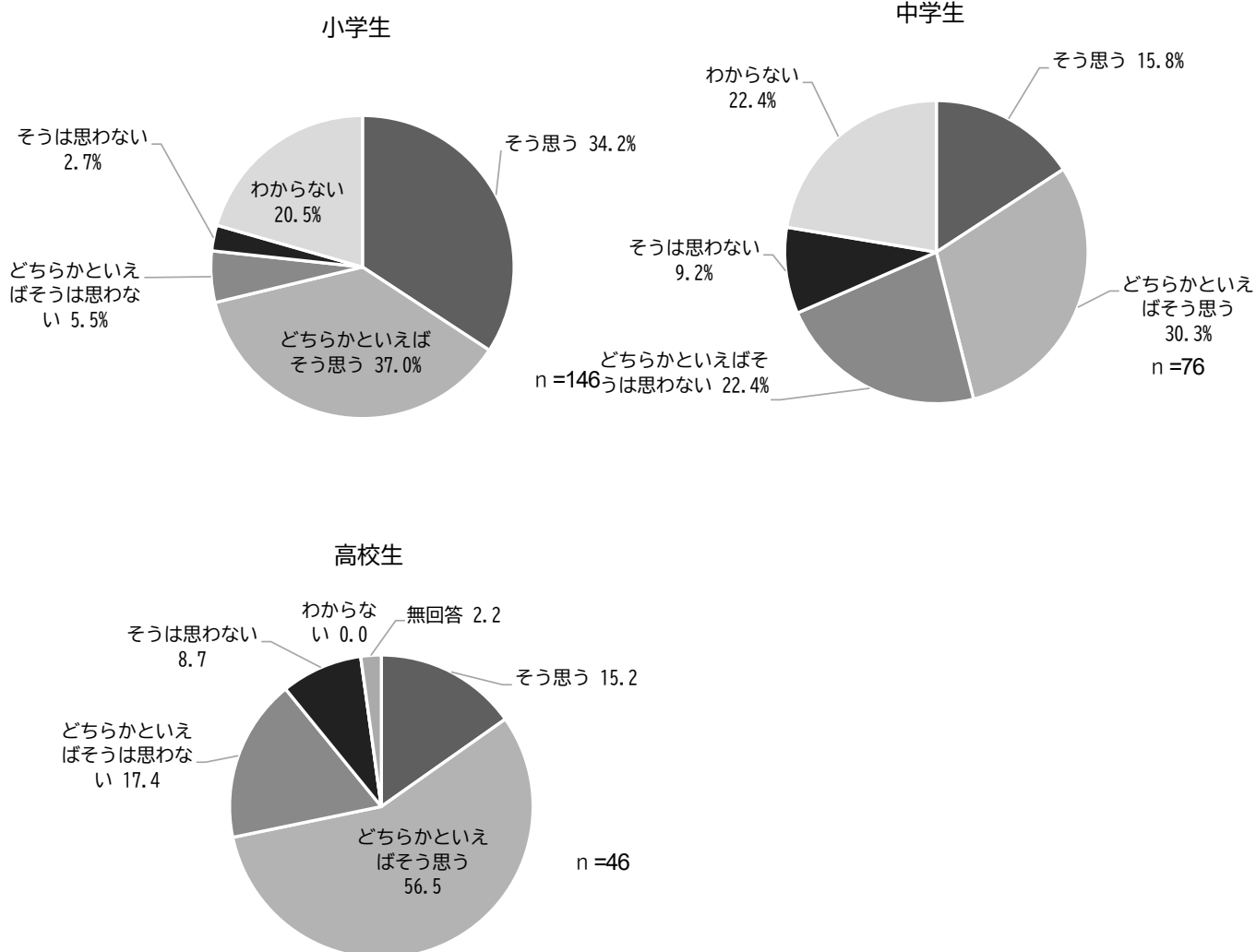
■大人はこどもの話を真剣に聞いてくれるか（小・中・高校生）



小・中・高校生に、こどもの話を真剣に聞いてくれる大人が多いと思うかを聞いたところ、「そう思う」との回答割合は、小学生が55.5%、中学生が44.7%、高校生が47.8%となっており、4割強から6割弱となっています。

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答割合は、小学生が85.0%、中学生が73.6%、高校生が89.1%となっており、こどもの話を真剣に聞いてくれる大人が多いと感じている割合は高くなっています。

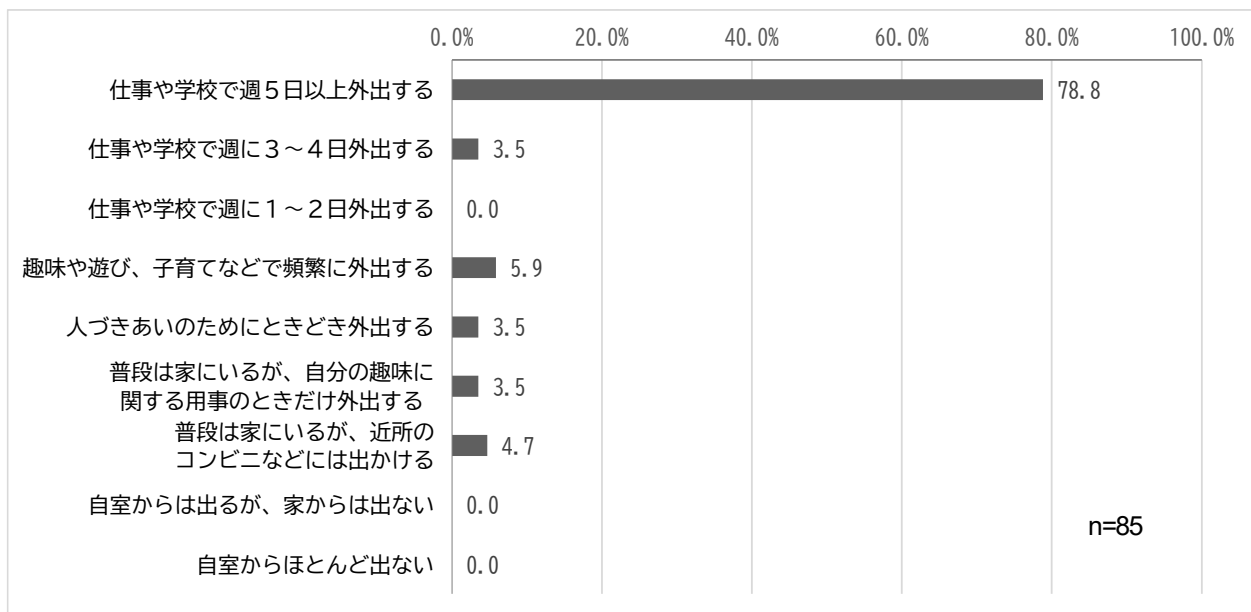
■こどもの意見がいかされていると思うか（小・中・高校生）



小・中・高校生に、学習・活動の進め方や学校でのきまりについてこどもの意見がいかされていると思うかを聞いたところ、「そう思う」との回答割合は、小学生が34.2%、中学生が15.8%、高校生が15.2%となっています。

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答割合は、小学生が71.2%、中学生が46.1%、高校生が71.7%となっており、小学生と高校生は7割強ですが、中学生は5割を下回っています。

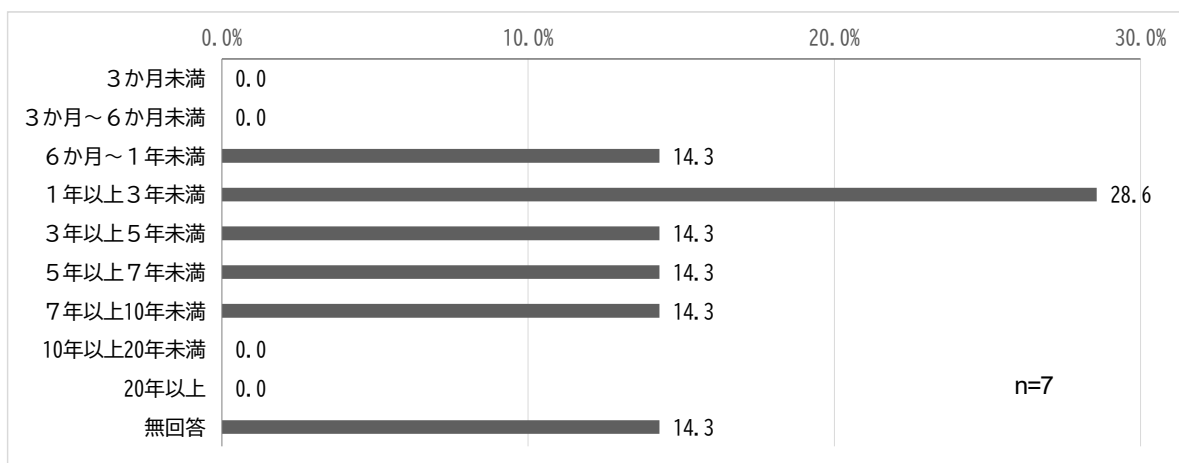
■外出状況（子育て世帯及び若者）



子育て世帯及び若者に、普段どのくらい外出するかを聞いたところ、「仕事や学校で週5日以上外出する」が78.8%で最も高くなっています。

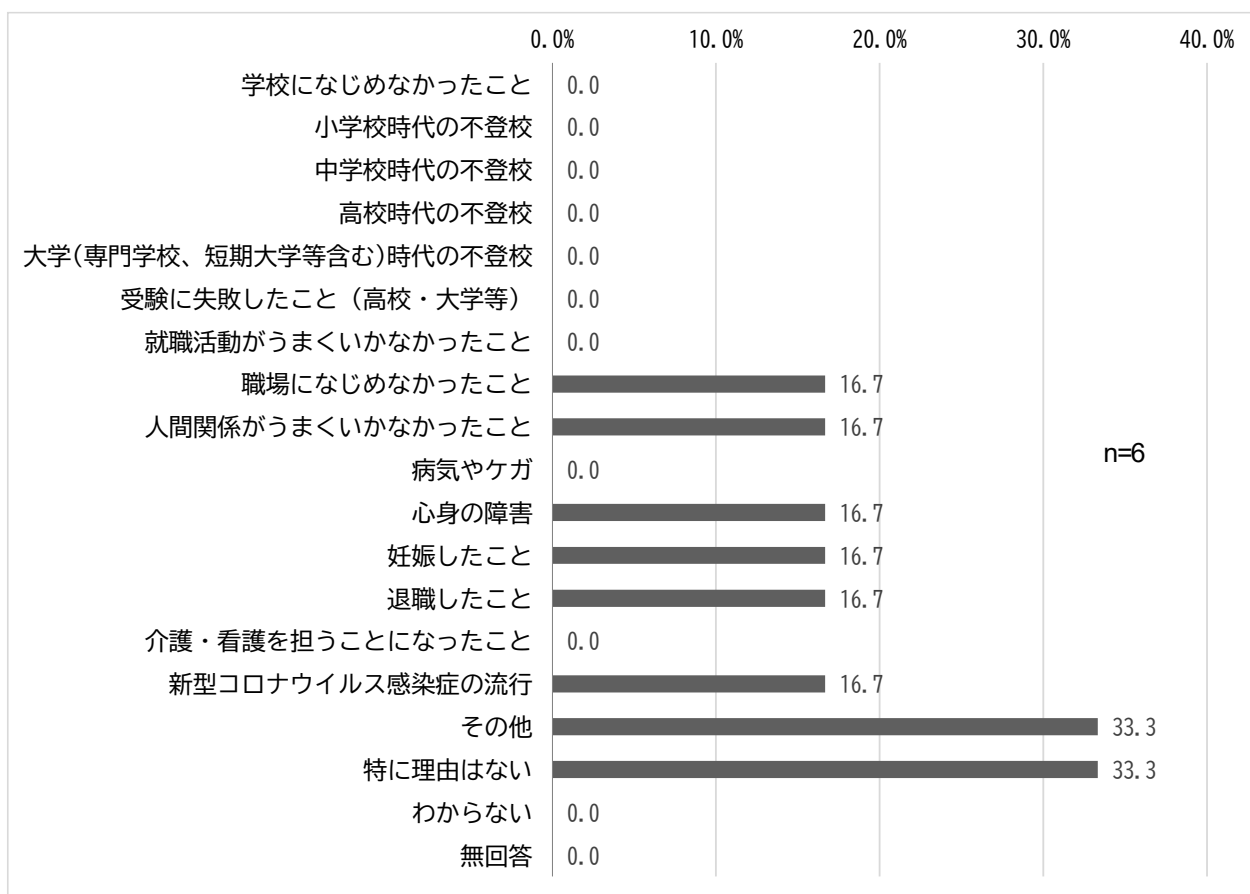
一方、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する」が3.5%、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」が4.7%となっています。「自室からは出るが、家からは出ない」と「自室からほとんど出ない」とする回答はありませんでした。

■外出状況が今の状態になってからどのくらいたつか（子育て世帯及び若者）



前問で「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」を選んだ外出頻度が低い人に、外出状況が現在の状態になってから、どのくらいたつかを聞いたところ、「1年以上3年未満」が28.6%、「6か月～1年未満」、「3年以上5年未満」、「5年以上7年未満」、「7年以上10年未満」が14.3%となっています。

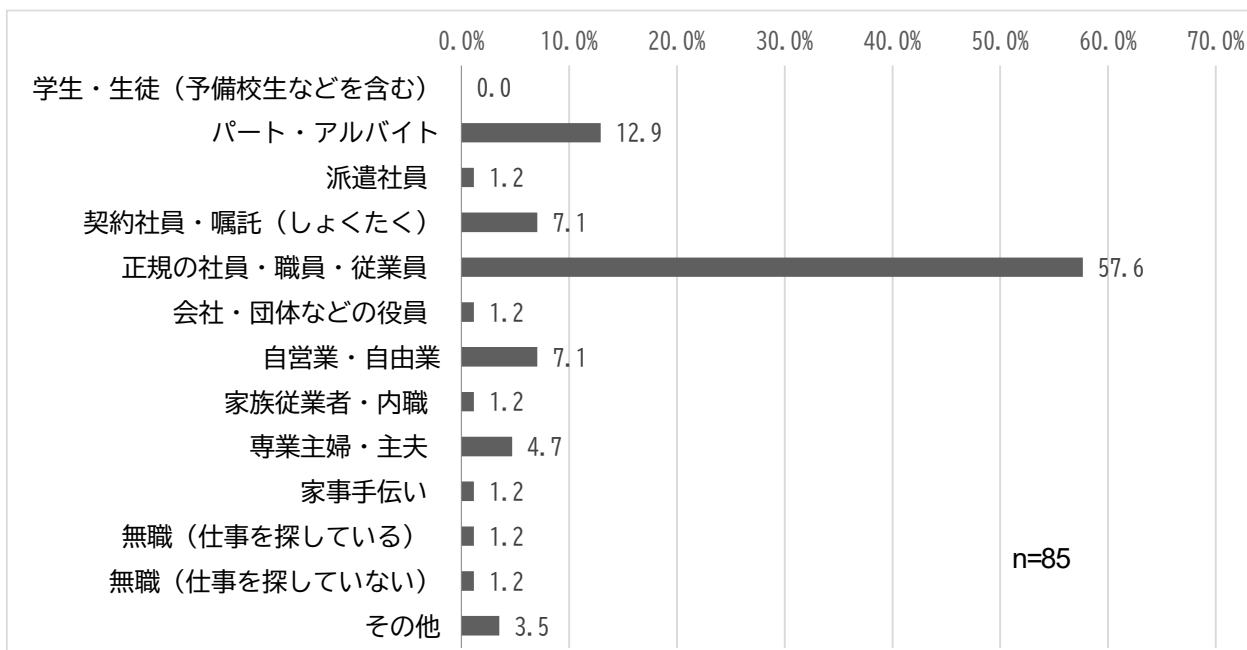
■外出頻度が低い状態になった主な理由（子育て世帯及び若者）



外出頻度が低い項目を選び、加えて外出頻度が低い状態が6か月以上の人に、外出頻度が低くなった理由を聞いたところ、「その他」と「特に理由はない」が同率の33.3%で割合が高くなっています。

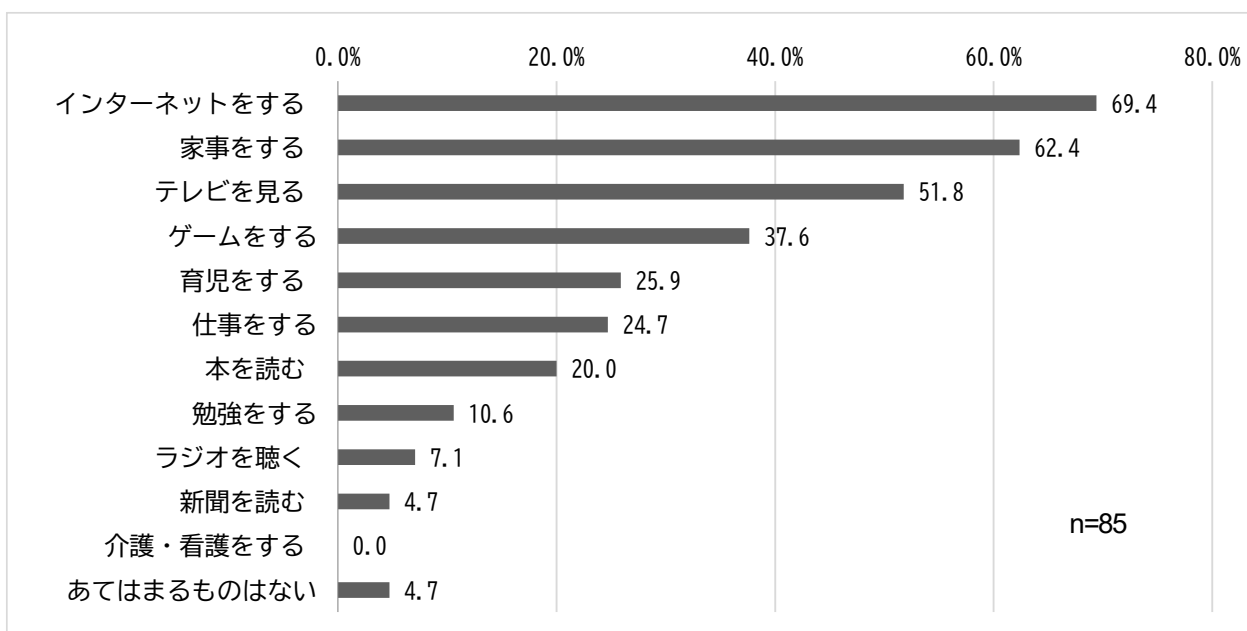
その他については「在宅ワークなので」、「結婚を機に」との記述がありました。次いで、「職場になじめなかったこと」、「人間関係がうまくいかなかったこと」、「心身の障害」、「妊娠したこと」、「退職したこと」、「新型コロナウイルス感染症の流行」が同率の16.7%となっています。

■現在の就労・就学の状況（子育て世帯及び若者）



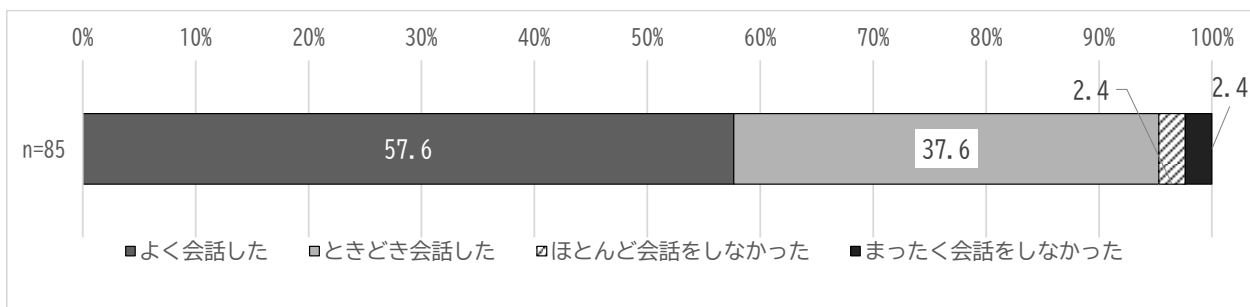
子育て世帯及び若者に、現在の就労・就学の状況について聞いたところ、「正規の社員・職員・従業員」が 57.6%で割合が最も高く、次いで、「パート・アルバイト」が 12.9%、「契約社員・嘱託（しよたく）」と「自営業・自由業」が同率の 7.1%となっています。

■普段、自宅（暮らしている場所）でしていること（子育て世帯及び若者）



子育て世帯及び若者に、普段ご自宅（暮らしている場所）にいるときによくしていることを聞いたところ、「インターネットをする」が 69.4%で割合が最も高く、次いで、「家事をする」が 62.4%、「テレビを見る」が 51.8%となっています。

■家族以外の人との会話の状況（子育て世帯及び若者）



「よく会話した」が57.6%、「ときどき会話した」が37.6%、「ほとんど会話をしなかった」と「全く会話をしなかった」が同率の2.4%となっています。

○ ひきこもり群の判定

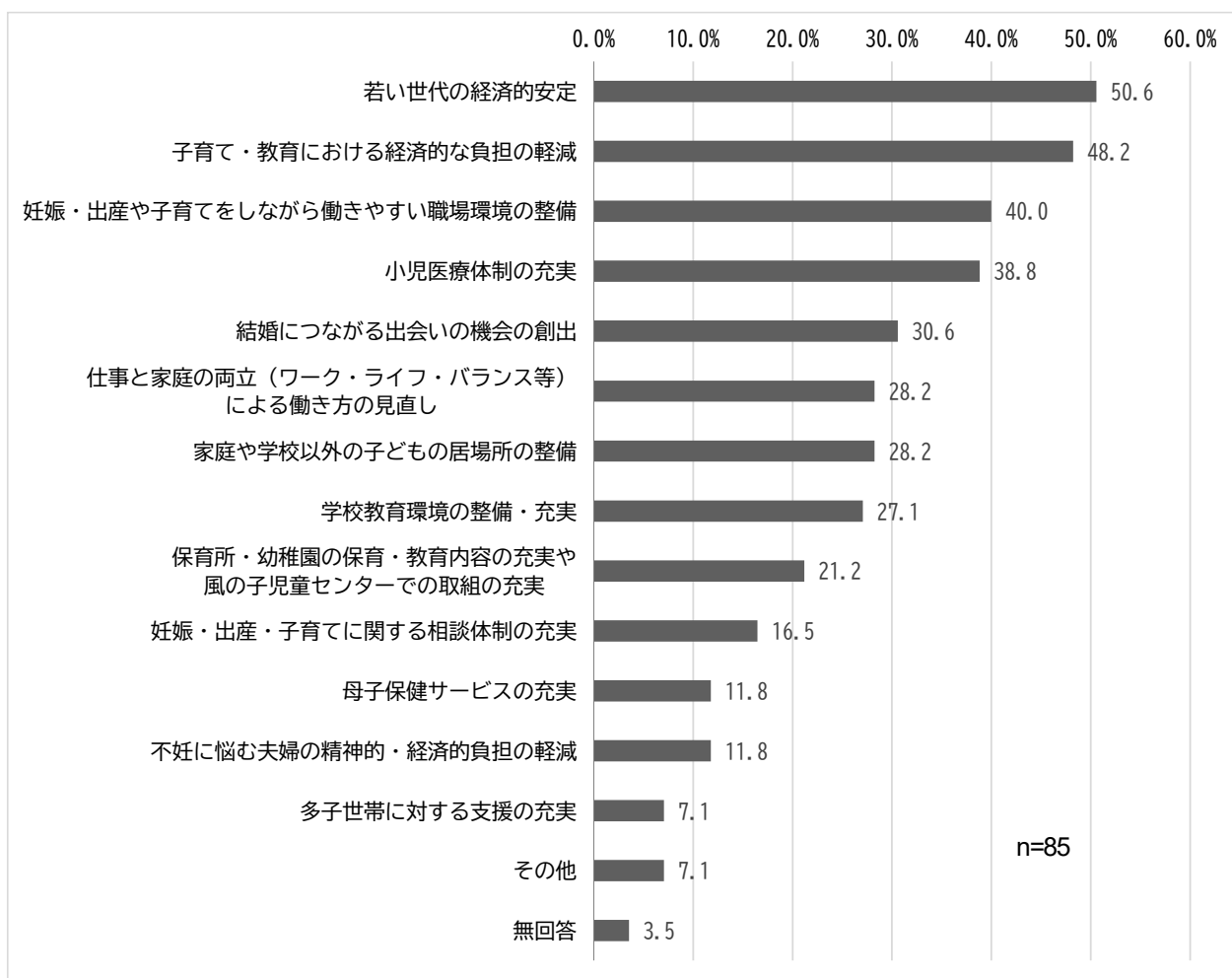
以上の外出状況、就労状況、自宅での過ごし方、最近6か月の家族以外の人との会話の有無などの回答結果から、内閣府調査（2023年）の考え方にに基づき、「子育て世帯及び若者調査」の対象者のうち、ひきこもり群の該当者を判定します。

本調査において上記の定義に該当した者（狭義のひきこもり）は、次のとおりとなります。

該当者数	回答者数に占める割合
1人	1.2%

このうち、外出状況に関する設問で「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」を選択した者を「狭義のひきこもり」、また、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する」を選択した者を「準ひきこもり」としています。なお、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」の合計が「広義のひきこもり」となります。

■少子化対策の取組について（子育て世帯及び若者）



子育て世帯及び若者に、雄武町で結婚・出産・子育ての希望をかなえ少子化に歯止めをかけるため、どのような取組に力を入れるべきかを聞いたところ、「若い世代の経済的安定」が50.6%で最も高くなっています。次いで、「子育て・教育における経済的な負担の軽減」が48.2%、「妊娠・出産や子育てをしながら働きやすい職場環境の整備」が40.0%となっています。

(3) 雄武町こども計画策定に向けたこどもヒアリング調査

① 調査の目的

雄武町こども計画の策定に際し、こどもに対して意見聴取を行い、こどもを取り巻く環境についての課題を整理するため、ヒアリング調査を実施しました。

② ヒアリング対象と実施日

本調査におけるヒアリング対象と実施日時については、下表のとおりです。

対 象	実施日時
雄武小学校（6年生 22名）	令和7年10月29日 3時間目
沢木小学校（5年生 3名・6年生 5名）	令和7年10月29日 5時間目
雄武中学校（生徒会 5名）	令和7年10月30日 15:40-16:20
雄武高校（生徒会 7名）	令和7年10月29日 15:50-16:30

③ ヒアリング内容

主なヒアリング内容については、次のとおりです。

●日常の居場所に関すること

- ・具体的にどんな場所があればいいと思うか
- ・図書館を放課後・休日の居場所としてどうすればもっと過ごしやすくなるか

●こどもの意見について

- ・こどもの意見がいかされるよう、おとなはどのようにこどもの意見と向き合うべきか
（対象：中学生・高校生）
- ・おとな（保護者・先生・地域の人）に言いたいこと（対象：小・中・高校生）

③ ヒアリング内容

主なヒアリング内容については、次のとおりです。

雄武小学校

【日常の居場所に関すること】

「友だちとおしゃべりや飲食ができる場所」の具体的なイメージとして、こども食堂やこども限定の居酒屋、カフェという意見もありましたが、落ち着いて話せる場所よりも、みんなでわいわいと話すイメージを持つこどもが多く見られました。

図書館については様々な意見がありましたが、現状の図書館を大きく変える必要性を感じている様子は見られませんでした。

【おとなに言いたいことについて】

おとなへの不信を強く感じる意見はなく、どちらかといえば心配しすぎという声が多い傾向が感じられました。

沢木小学校

【日常の居場所に関すること】

沢木地区は、雄武地区と比較すると社会資源が充実しているとはいえませんが、こどもたちから遊び場の少なさや友達と過ごす時間が限定されることについて、大きな不満の声は出ませんでした。

不満として目立ったのは、ボール遊びをするスペースが十分でないことでした。

【おとなに言いたいことについて】

おとなへの不満は聞かれませんでした。友人間・家庭の関係性が極めて良好であることがうかがえました。

雄武中学校

【日常の居場所に関すること】

居場所としての図書館の満足感が高く、学校よりも居心地がよいと感じている様子が見られました。自習で利用したいときに、個室の数が限定されていることについては、若干不満を感じている様子でした。

図書館以外ではスポーツセンターが居場所となっているようでしたが、道具等が少なく、可能なスポーツが限定されることに不満がある様子でした。

【こどもの意見反映・おとなに言いたいことについて】

学校に対して、生徒への意見聴取の不足を感じるという意見が見られました。生徒の意見を聞きつつ、生徒の主体的な取組を先生方がサポートする体制が必要だと考えられます。

グラウンドの獣害については、もっと事前の対策がありえたのではないかという意見が目立ちました。物理的に難しい部分については、生徒に理解を求めていく必要があります。

雄武高校

【日常の居場所に関すること】

高校ではバレーボールの人気があり、スポーツセンターで放課後等に楽しんでいることがうかがえました。しかし、スポーツセンターの施設に課題を感じている声が多く、スポーツをするには床の状態に問題がある、設備が不十分という意見がありました。

小・中学生には図書館は居場所として人気があることがうかがえましたが、高校生にとっては年下の子どもたちが騒々しく、近づきづらい場所であるという意見がありました。静かに自習等に取り組みたい子どもたちに向けた空間の確保は、検討する余地があります。

【こどもの意見反映・おとなに言いたいことについて】

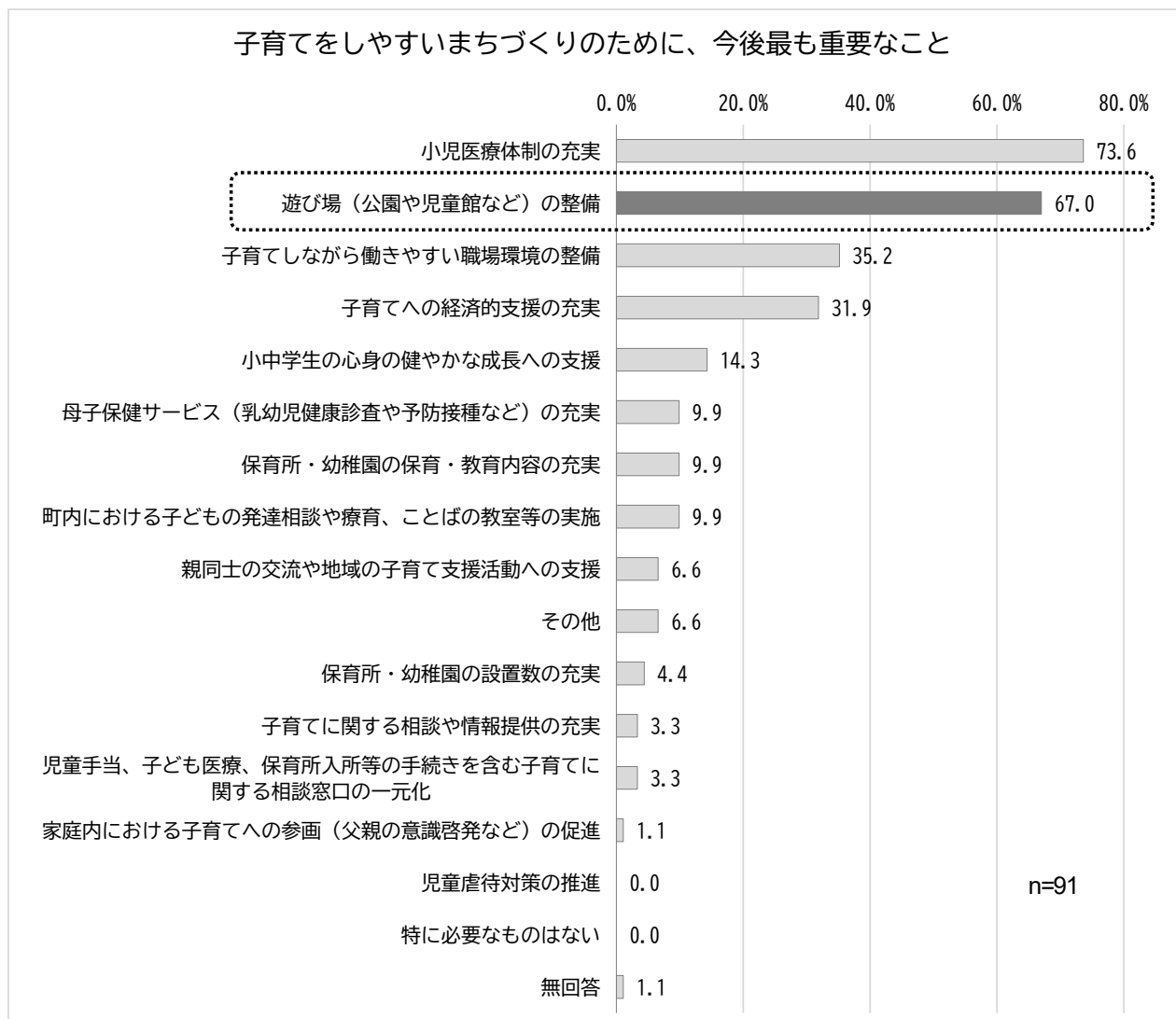
町への要望としては、スポーツセンター以外にも発散ができるような場所や、学校のエアコンの改善があがりました。

(4) 「遊び場の整備」に関するアンケートでのニーズについて

① 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より

「第3期雄武町子ども・子育て支援事業計画」（令和7年3月）の策定に際して令和6年に実施した「雄武町 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において「子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要だと思いますか」との設問について、0歳児～小学3年生までの保護者の回答のみ再集計したところ「小児医療体制の充実」に次いで、7割弱の人が「遊び場（公園や児童館など）の整備」が重要とする結果となりました。

● 「遊び場の整備」が重要度で2位に



② 自由意見からみる希望する遊び場

「遊び場の整備」について、就学前児童の保護者の自由意見を見ると、悪天候や冬場でも利用できる屋内（室内）の施設を希望する意見が多くありました。

具体的には、低年齢でも遊べる遊具や、保護者も交流できる場などを希望する意見があり、「上川ヌクモ」のような場という意見もありました。

●遊び場のキーワードは「屋内」「室内」「低年齢」「遊具」など

意見	属性
天気が悪くても遊べる施設が欲しい。	2歳児の母親・30代
冬場や雨天時に利用できる室内遊び場があればよいと思う。	6歳児の父親・30代
子どもがのびのびと遊べる施設がありません。屋内施設はないし、公園も整備されていない。老朽化が進んでいるように思います。悪天候、冬などでもこどもたちがたくさん身体を動かしのびのびと遊べる施設がほしいです。	4歳児の母親・30代
既存の公園にでも良いので低年齢（外で遊べるような年齢の2～5歳）でも遊べるような簡単な遊具（おままごとができるような家的なものや上り下りできるもの）を設置してくれればうれしいです。今ある遊具だと6歳～が多くて利用しづらいです。	2歳児の母親・30代
悪天候時に未就学児童が大声をだしたり、力いっぱい走れたりするような屋内施設があると大変助かります（同意見多数）。使用していない廃校などハードはたくさんあるし、駐車場もありそうなので本当に簡単な手入れがあれば即使用えそうなのにもったいなく感じています。もろもろ問題はあるかと思いますが、ご検討願います。	4歳児の父親・40代
“上川ヌクモ”のように、こども同士、親、大人同士の交流の場、遊ぶ場（室内、屋内遊技場）があるとうれしいです。子どもが遊んでいる姿を見ながらちょっとお茶ができるようなスペースです。廃校舎や空き家、道の駅等でそのようなことができると町内外の方たちも来場して利用できるところがほしいです。	6歳児の母親・30代
天候が悪くても遊べる屋内施設が欲しい。	1歳4か月児の母親・30代

※「上川ヌクモ」：北海道上川町で廃校になった小学校をリノベーションして令和元年9月にオープンした施設です。こどもたちが自由に遊べるプレイスペースなども設置するなど、大きく4つの機能を持った複合施設です。施設のネーミングは「大雪かみかわ ヌクモ」。地元住民と移住者、観光客との「温もりあふれる」交流の場を目指したいという思いが込められています。

4 統計データとアンケート結果からみる課題

(1) 社会の変化に対応したこども施策の推進

- 人口減少と少子化や核家族化の進行、女性の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加が続いています。加えて、地域のつながりの希薄化も懸念されており、こどもや子育て世帯への社会的な支援が求められる状況にあります。

【求められる対応】

こどもや子育て世帯への社会的な支援については、平成7年3月に策定した「第3期雄武町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施策・事業に取り組みます。

(2) こどもの「居場所」の確保と充実

- 「自分の家」(家)と「学校の教室」(学校)以外に過ごす場所(第3の居場所)があるかについて、アンケート調査で、小・中・高校生に聞いたところ、第3の居場所が「ない」とするこどもが5割弱となっています。
- どのような居場所を希望するかをアンケート調査で、小・中・高校生に聞いたところ、割合の高い順に「友だちとおしゃべりや飲食ができる場所」、「雨の日でも遊べる場所」、「運動ができる大きな広場や公園」、「体育館やプール」「自由にインターネットを利用できる場所」となっています。
- 「雄武町こども計画策定に向けたこどもヒアリング調査」(以下、「こどもヒアリング調査」という。)では、望ましい居場所のイメージとしてみんなでわいわいと話すことのできる空間を求める意見や、ボール遊びなど、思いっきり体を動かせる屋内施設があるといいという意見がありました。
- 図書館については、小・中学生からは居場所として好評な意見が多くありました。中学生からはテスト期間中に利用するとの人も多く、個室が使えないケースもあり、個室を増やしたり、一人ひとりが区切られたスペースがあるといいとの意見もありました。一方、高校生は、年下のこどもたちが騒々しく、近づきづらい場所であるという意見がありました。図書館については、静かに過ごす人と、友だちとおしゃべりとする人とが同時に利用できるよう、スペースを区切るなどの工夫や配慮が求められます。

【求められる対応】

こどもたちの希望や意見も考慮しつつ、安心して気軽に集える新たな「居場所」の確保と既存の「居場所」の充実が求められます。

(3) 支援の必要な家庭への経済的支援の充実

- 生活保護費の受給率（18歳未満）は、4%～5%で推移しています。また、アンケート調査（小・中・高校生の保護者）の結果を「等価世帯収入」（世帯の年間収入を世帯人数の平方根で割って算出されるもの）で分類したところ、「中央値の2分の1未満（約138.6万円未満）」に該当する「貧困」の世帯は、7.3%となっています。

【求められる対応】

こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会を実現していくため、必要な環境整備や関係機関との連携が求められるとともに、支援の必要な家庭への経済的支援の充実が求められます。

(4) 多様な課題を抱えたこどもと家庭への支援

- 18歳未満の障害者手帳所持者数は近年、横ばい傾向で推移していますが、一定数のこどもたちが所持している状況は今後も続くものと考えられます。
- 不登校児童・生徒数は増加傾向にあります。また、学校におけるいじめ認知件数はここ数年、減少傾向にあります。いじめの解消には至っていません。
- 町によるひきこもり支援の対応件数は0件が続いています。アンケート調査の結果をもとに、内閣府調査（2023年）におけるひきこもり群の定義により判定すると、「狭義のひきこもり」は1人（回答者総数に占める割合は1.2%）となっています。
- 町によるヤングケアラー支援の対応件数は0件が続いています。明確な定義がまだないことからヤングケアラーに該当するかは判断できないものの、アンケート調査では、大人のかわりに、「薬の管理（薬を小分けにしたり、わたしたりするなど）」をしたり、「医療的（いりょうてき）なお世話」をしたりする小・中学生も見受けられます。また、家のことや家族の世話をすることで、「学校を休んでしまう」や「遅刻（ちこく）や早退（そうたい）をしてしまう」といった学校生活に支障がある児童・生徒の回答も数パーセントで見られます。

【求められる対応】

全てのこどもが自分らしく生きることができるよう、障がいのあるこども等への支援、ヤングケアラーやひきこもり、いじめなど、多様な課題を抱えたこどもと家庭に対して、関係機関と連携し、適切な支援を行う体制づくりの確立が求められます。

(5) こどもの権利の擁護とこどもの意見の反映

- アンケート調査で、小・中・高校生に、こどもの話を真剣に聞いてくれる大人が多いと思うかを聞いたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答割合は、小学生が8割半ば、中学生が7割強、高校生が9割弱となっており、こどもの話を真剣に聞いてくれる大人が多いと感じている割合は高くなっています。
- アンケート調査で、小・中・高校生に、学習・活動の進め方や学校でのきまりについてこどもの意見がいかされていると思うかを聞いたところ、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた回答割合は、小学生が1割未満、中学生が1割、高校生が3割ほどとなっています。
- こどもヒアリング調査では、中学生から「修学旅行のルートが勝手に変更されたことがある」、「来年の運動会の内容に関する質問があったが、納得のできない部分が多い」など、行事の運営に関することなどを例に、生徒への意見聴取の不足を感じていることがうかがえました。また、高校生においては、校則が生徒への意見聴取なく変更されたことへの不満が聞かれました。

【求められる対応】

全てのこどもの権利を擁護し、こどもの基本的人権の尊重や幸福の実現を促進するため、こどもの権利の普及啓発と、こどもの意見を反映したこども施策・事業の推進や、学校生活におけるこどもの意見を反映した取組の推進が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもと若者は雄武町の宝であり、明るい未来を拓く希望の星です。

子どもと若者が健やかに育つためには、子どもと若者の最善の利益を考慮し、全ての子どもと若者たちが尊厳を重んぜられ、自分らしく自分の希望に応じてその意欲と能力を生かすことができ、その育ちが等しく確実に保障されることが必要です。

また、子どもや若者はもちろん、全ての人が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指すことが大切です。

本町における「子ども施策」を加速させ、一人ひとりがとても大切な存在である子どもや若者が、自分らしく幸せに成長し、そして自分らしく暮らせる。そのような「子どもまんなか雄武」の実現を目指して、本計画の基本理念を以下のように定めます。

■基本理念（案）

「子どもまんなか雄武」の実現で、
誰もが幸せに暮らせるまちづくり

2 基本目標

（1）遊びや多様な体験機会から未来を生きる力を育む環境づくり

全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、子どもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、子どもがまんなかの居場所づくりの実現を目指します。

また、子どもがのびのびと育つためには、様々な人との出会いやふれあいのもとでの多様な体験が、その後の人生の自己肯定感や能力につながります。そのため、子どもが自他を大切にし、自立心や社会性を養うことができるよう、多様な体験の機会の提供を目指します。

(2) 全てのこどもが等しく育ちの機会を得られる環境づくり

全てのこどもが、前向きな気持ちで夢や希望を持ち、将来、地域の担い手となり、その一人ひとりの活躍により活力ある未来が創造されることが重要です。

こどもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、教育の機会均等と必要な環境整備を図り、こどもの権利及び利益を尊重しながら、雄武町の全てのこどもたちを地域全体で見守り、夢と希望を持って成長していける雄武町の実現を目指します。

また、全てのこどもが自分らしく生きることができるよう、障がいのあるこども等への支援、ヤングケアラーやひきこもりなど、多様な課題を抱えたこどもと家庭に対して、関係機関と連携し、適切な支援を行う体制づくりを目指します。

(3) こどもの権利を社会全体で共有する環境づくり

こども施策は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、社会全体として取り組まなければなりません。

北海道では、こども基本法におけるこどもの権利擁護などの基本理念を踏まえ、「北海道こども基本条例」を令和7年4月1日に施行しています。

こども基本法、北海道こども基本条例や児童の権利に関する条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて、町民全体での共有に向けて、こどもの権利の普及啓発が必要です。

本町における全てのこどもの権利を擁護し、こどもの基本的人権の尊重や幸福の実現を促進するため、こどもの権利の普及啓発に努めつつ、こどもの意見を反映したこども施策を総合的に推進することを目指します。

3 計画の体系

基本目標	施策の方向	個別施策	項目
1 遊びや多様な体験機会から未来を生きる力を育む環境づくり	1 こどもの居場所づくり	(1) 児童センターの充実 (2) こども・若者の居場所の充実 (3) 地域における食育の推進 (4) 図書館の利用促進	
	2 多様な遊びや体験、活躍の機会づくり	(1) 保育所地域活動の充実 (2) 多様な体験活動の推進	① 世代間交流事業 ② 育児講座 ① 子ども育成会事業 ② 学校支援活動推進事業 ③ 芸術文化公演事業 ④ 地域間児童交流事業 ⑤ 自然体験活動事業 ⑥ 顕彰事業 ⑦ 芸術文化振興事業 ⑧ スポーツ振興事業
2 全てのこどもが等しく育ちの機会を得られる環境づくり	3 こどもの育ちに関する経済的支援	(1) 学習支援の推進 (2) 児童手当等 (3) 子育て用品配布事業 (4) 出産・子育て応援給付金給付事業 (5) 出産祝金支給 (6) 保育料等の軽減 (7) 要保護・準要保護児童生徒就学援助 (8) 学校給食子育て支援事業 (9) 雄武高校の生徒・保護者への支援 (10) こども医療費の助成 (11) 住宅生活支援	① 児童手当支給 ② 児童扶養手当支給 ③ 特別児童扶養手当支給 ① 資格取得支援助成 ② 入学支援助成 ③ 見学旅行参加助成 ④ 部活動関係振興事業 ① 子ども医療費助成 ② 養育医療給付 ③ 自立支援医療費(育成医療)支給 ④ ひとり親家庭等医療費助成 ① 水道料金・下水道使用料の減免 ② 快適住まいづくり促進事業
	4 支援を必要とするこどもや家庭への支援	(1) 障がいのあるこどもの教育・保育の充実 (2) 障がいのあるこどもへの生活支援の充実 (3) 児童虐待防止対策の充実 (4) 多様な課題を持つこどもへの支援	① 特別支援教育推進事業 ② 言語治療児童援助事業 ③ 低年齢児・障がい児保育の充実 ① 特別児童扶養手当支給(再掲) ② 日中一時支援 ③ 移動支援 ④ 生活サポート ⑤ 日常生活用具給付 ⑥ 補装具購入費(修理費)支給 ⑦ 自立支援医療費(育成医療)支給(再掲) ⑧ 障がい福祉サービス ⑨ 西紋こども発達支援センター通級費助成 ① 要保護児童対策地域協議会を中核とした連携体制 ② 虐待発生予防の強化
3 こどもの権利を社会全体で共有する環境づくり	5 こどもの権利に関する啓発	(1) こどもの権利教育の推進 (2) こどもの意見聴取	

第4章 施策の展開

【基本目標 1】

遊びや多様な体験機会から未来を生きる力を育む環境づくり

1 こどもの居場所づくり

(1) 児童センターの充実

児童センターは、こどもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びや運動を通じて体力増進を図ることを目的とする児童福祉施設です。

本町では、「風の子児童センター」を平成10年に設置し、遊びを通じて異年齢との交流行事、スポーツ教室等を実施しています。

また、「産業観光まつり」や「町民文化祭」などの地域イベントへの参加のほか、民生委員・児童委員、学校、父母などの地域ボランティアをはじめ、各関係機関・団体の協力を得て「こどもまつり」や「こども冬まつり」などの事業を実施し、地域と一体となって児童の健全育成を推進しています。

さらに、保護者が就労等により昼間は留守家庭となる小学校児童を対象に、安全な居場所づくり、異年齢者との関わりを通して自主性・社会性を養う活動を行う「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」を実施しています。

今後も、こどもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びや運動を通じて体力増進を図ることを目的とする児童福祉施設として、「風の子児童センター」が実施する様々な事業の充実を図ります。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、こどもに適切な遊びの場、生活の場、学びの場を提供できるよう、施設の充実や人材確保・育成に努めます。

また、近年は発達に不安のあるこどもや、特別な支援や配慮が必要なこどもの利用が増加傾向にあることから、合同勉強会への参加や対象児童に関する情報共有など小学校等関係機関と連携を取りながら対応していきます。

(2) こども・若者の居場所の充実

① こども・若者の居場所の確保と充実

令和6年11月に実施した「雄武町こどもの居場所に係る実態調査」での小・中、高校生へのアンケート調査（以下、「こどもの居場所に係るアンケート調査」という。）によると、放課後に自分の家や学校以外に居場所を持たないこどもが5割弱となっています。

こども・若者の居場所は、こどもや若者が友だちと遊んだり話したり、静かに勉強・読書ができるなど、多様な活動の場として機能するだけでなく、こどもが自分らしくいられる場所を持つことで、後の人生の自己肯定感や能力形成にもつながるものです。

このため、こどもや若者がのびのびと遊べるだけでなく、自分らしくいられる場所として、より多くのこどもや若者が気軽に利用できる遊び場・居場所として屋内遊具施設の整備を進めるなどのこども・若者の居場所の充実を図ります。

また、こども・若者の居場所となる既存施設についても、安全で快適に過ごせるよう、設備の充実を図ります。

なお、施設の整備や設備の改修等については、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や、子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるように創設された「こども・子育て支援事業債」の活用を予定しています。

■こども・子育て支援事業債活用予定事業

施設名	事業概要	実施期間（予定）	担当部署
屋内遊具施設	新設	～令和10年度	こども未来室
若草保育所	屋外デッキ改修工事（再生木化）	令和8年度	保育所
風の子児童センター	トイレ改修工事（洋式化）	令和8年度	児童センター
若草保育所	LED化工事	～令和10年度	保育所
風の子児童センター	LED化工事	～令和10年度	児童センター
若草保育所	トイレ改修工事（洋式化）	～令和10年度	保育所

② 避難所におけるこどもの居場所の確保

自然災害や事故などの緊急事態において、被災地域または避難した先で「災害時のこどもの居場所」が設置・運営されるよう努めます。

（3）地域における食育の推進

こどもヒアリング調査では、こどもの居場所としてのこども食堂に言及する意見がありました。

こども食堂のような、こどもが一人でも利用できる定期的に食事を提供する活動を支援し、孤食・欠食の改善を行うとともに、食事の楽しさや作法などを啓発する食育を推進します。

（4）図書館の利用促進

町立の図書館である「雄図（ゆ～と）ぴあ」は、令和元年8月にオープンしました。オープン以降、蔵書資料の充実が図られ、町民の学びの拠点として徐々に定着してきています。

施設には、雄大なオホーツク海が一望できるカウンター席とソファ席やカフェカウンター、靴を脱いでくつろげるスペースや隠し部屋、乳幼児向けのおはなしのへやが設置されている

ほか、ワークショップ、イベント等に対応できる多目的室、常時開放しているグループ学習室などもあり、こどもから大人まで、何度でも訪れたくなる工夫がなされています。

特に、こども用トイレも設置されるなど、こどもたちにとっては、居心地よく過ごせる空間となっています。

令和7年7月に実施した「雄武町こども計画策定に向けたアンケート調査」では、学校と家庭以外に「ほっとできる場所、安心できる場所」として、小・中学生は「図書館」をあげる割合が最も高くなっています。その一方で、こどもヒアリング調査では、小・中学生が集うことで高校生が図書館から距離を置いているような傾向も見られました。

今後も、まちのこどもたちが学習や交流を深めるなどの目的で、気軽に集うことのできる居場所となるとともに、様々なニーズにこたえられるよう機能分化を検討し、利用促進に向けた取組を推進します。

2 多様な遊びや体験、活躍の機会づくり

(1) 保育所地域活動の充実

① 世代間交流事業

在園児の社会性を育むため、高齢者福祉施設への訪問、生活発表会での演舞交流、保育所開放事業、小・中・高校生との各種交流体験事業や就業体験等の受入れなど、地域の町民との交流を図ります。

② 育児講座

子育て支援センターと連携し、在園児の保護者のみならず、地域で乳幼児の子育てをする保護者も対象に、子育てに関する講話や教室を開催します。

(2) 多様な体験活動の推進

① 子ども育成会事業

こどもたちが様々な体験活動を通じて学ぶ機会を充実させるため、地域の子ども会の育成指導者やボランティア等による「雄武町子ども育成会」の活動を支援します。

② 学校支援活動推進事業

地域全体で学校を支援する事業を効果的に実施し、こどもの学びを支援するとともに、地域の教育力の向上を図ります。

③ 芸術文化公演事業

親子や児童生徒等を対象に演劇や人形劇、音楽等の公演を開催し、生の芸術に触れる機会を提供します。

④ 地域間児童交流事業

異なる地域の生活や文化に対する理解や協調性を養うことなどを目的に、友好都市である佐賀県武雄市との地域間交流の一環として、こどもの派遣・受入れを行います。

⑤ 自然体験活動事業

自然体験活動により、青少年を育む「学び」の推進を支援します。

⑥ 顕彰事業

文化やスポーツの発展・振興に寄与した個人・団体を表彰します。

⑦ 芸術文化振興事業

芸術文化活動に取り組む個人・団体が、全道・全国に出場する際の費用の一部を助成します。

⑧ スポーツ振興事業

スポーツ活動に取り組む個人・団体が、全道・全国に出場する際の費用の一部を助成します。

【基本目標 2】

全てのこどもが等しく育ちの機会を得られる環境づくり

3 こどもの育ちに関する経済的支援

(1) 学習支援の推進

教育機会の格差解消を図るため、学校等を活用しながら、無料もしくは安価で利用できる学習支援を推進します。

(2) 児童手当等

① 児童手当支給

次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、高校生年代(18歳に到達した年度の3月31日まで)までのこどもを養育している人に手当を支給します。

② 児童扶養手当支給

父または母と生計を同じくしていないこどもを監護しているひとり親家庭の父または母や、父母にかわってそのこどもを養育している人に手当を支給します。

③ 特別児童扶養手当支給

障がいのあるこどもの健やかな育成と福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満の障がいのあるこどもを養育している人に手当を支給します。

(3) 子育て用品配布事業

妊婦に対して子育て用品の配布を行い、妊婦が抱える妊娠・出産、子育ての悩み等の相談機会の充実や経済的負担の軽減を図ります。

(4) 出産・子育て応援給付金給付事業

妊婦、子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図ります。

(5) 出産祝金支給

次代を担うこどもの健全な育成に資することを目的として、子の出産に際し、出産祝金を支給します。

(6) 保育料等の軽減

国による幼児教育・保育の無償化制度を超えた本町独自の取組として、保育料や給食費等の町による全額負担など、全ての利用者の負担軽減を図ります。

(7) 要保護・準要保護児童生徒就学援助

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、修学旅行費、給食費、学用品費、新入学児童生徒学用品費等の就学に必要な援助を行います。

(8) 学校給食子育て支援事業

学校給食費を全額助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て環境の充実に図ります。

(9) 雄武高校の生徒・保護者への支援

① 資格取得支援助成

検定試験等における合格者の受験料等の全額を助成します。

② 入学支援助成

制服の購入費等入学時に生じる経費を助成（上限 12 万円）することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

③ 見学旅行参加助成

見学旅行参加費用の一部（5 万円）を助成します。

④ 部活動関係振興事業

部活動で各種大会等に出場する際の宿泊費や、吹奏楽部の楽器購入費に対する補助を行います。

(10) こども医療費の助成

① 子ども医療費助成

こどもが医療機関を受診した際の自己負担分について、北海道医療助成制度による助成を行います。

さらに、本町の独自の上乘せ制度により、全てのこども（18歳に到達した年度の3月31日まで）に対して、初診時一部負担金を除く自己負担分全額の助成を行います。

② 養育医療給付

未熟児は、正常な新生児と比べて疾病にかかりやすく、心身に障がいを残すことも多いため、生後速やかに適切な処置をする必要があります。

養育のため医療機関への入院を必要とする未熟児に対して、その医療等に要する費用を支給します。

③ 自立支援医療費（育成医療）支給

現に障がいのある、または治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められるこどもで、手術等の治療により症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に必要な医療費を支給します。

④ ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の養育者やこどもが医療機関を受診した際、北海道医療助成制度により自己負担分の助成を行います。

また、本町独自の上乘せ制度により、親の通院・入院を問わず全ての医療費に対して、初診時一部負担金を除く自己負担分全額の助成を行います。

(11) 住宅生活支援

① 水道料金・下水道使用料の減免

身体障がい者（児）のいる世帯、ひとり親世帯等に対し、基本料金の一部減免措置を行います。

② 快適住まいづくり促進事業

住宅建設は最大200万円、購入は最大100万円を限度に補助するとともに、家庭に中学生以下のこどもが同居している場合は、こども一人に対して20万円を加算します。こどもの成長に合わせて住宅リフォームする場合にも補助をすることで、子育て世帯における住まいづくりを支援します。

4 支援を必要とする子どもや家庭への支援

(1) 障がいのある子どもの教育・保育の充実

① 特別支援教育推進事業

発達障がいやその疑いのある子どもなど、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する小中学校において、当該児童生徒を指導する教員の補助及び教育課程を支援する職員として特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の学習環境を整えます。

② 言語治療児童援助事業

ことばの発達の遅れが認められる就学前児童の保護者を対象に、紋別市の「ことばの教室」への通級に要する交通費を助成します。

③ 低年齢児・障がい児保育の充実

低年齢児や発達障がいを含む障がいの子どもを対象とした質の高い保育を確保するため、保育士の加配や保育補助者を配置し、安心安全な保育サービスの提供に努めます。

(2) 障がいのある子どもへの生活支援の充実

① 特別児童扶養手当支給（再掲）

障がいのある子どもの健やかな育成と福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満の障がいのある子どもを養育している人に手当を支給します。

② 日中一時支援

一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある子どもについて、日中における活動の場を確保します。

日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がいのある子どもに活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を支援します。その他、入浴サービス、送迎サービス等を支援します。

③ 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある子どもについて、社会生活上必要不可欠な外出余暇等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

④ 生活サポート

日常生活における家事に対する必要な支援を行います。

⑤ 日常生活用具給付

在宅の障がいのある子どもを対象に、自立支援用具等の日常生活用具を給付します。

⑥ 補装具購入費（修理費）支給

身体障がい児の失われた身体機能を補完または代替し、日常生活の能力向上を図るために、補装具を購入または修理する費用を支給します。

⑦ 自立支援医療費（育成医療）支給（再掲）

現に障がいのある、または治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められることで、手術等の治療により症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に必要な医療費を支給します。

⑧ 障がい福祉サービス

障がいのあるこどもが、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行います。

⑨ 西紋こども発達支援センター通級費助成

西紋こども発達支援センターに通級しているこどもの保護者を対象に、交通費を助成します。

（3）児童虐待防止対策の充実

① 要保護児童対策地域協議会を中核とした連携体制

児童相談所、保健所、警察、雄武町若草保育所、小中学校、高等学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置します。

代表者会議とともに、実践者によるケース検討会議を実施し、関係機関との連携体制を強化し、虐待の早期発見及び適切な対応に努めます。

② 虐待発生予防の強化

「雄武町こども家庭センター」で把握した要保護児童、要支援児童、特定妊婦に関する情報をもとに、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、必要な支援を有機的につないでいくソーシャルワークを行います。

さらに「要保護児童対策地域協議会」を通じて、虐待が発生しやすい家庭環境にいるこどもやその保護者を地域全体で支援する体制を強化します。

（4）多様な課題を持つこどもへの支援

ひきこもりや不登校等、社会生活を営むうえで多様な課題を抱えるこども・若者に対し、道や関係機関と連携し支援を行います。

ひきこもりやヤングケアラーに対する理解・認知度向上のため、こどもや保護者、地域に向け、啓発活動を行います。また、こども自身の相談や、地域や関係機関からひきこもりや

ヤングケアラーについての情報提供があった場合には、関係機関が情報共有・連携して、子ども・若者と保護者の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。

そのほかにも、子どもに寄り添う相談支援体制をとることで、それぞれのこどもの多様な状況・課題に応じた支援につながるよう努めます。また、相談対応を実施していることについて、窓口でのお知らせの掲示や広報等を通じてPRや周知を図ります。

【基本目標 3】

こどもの権利を社会全体で共有する環境づくり

5 こどもの権利に関する啓発

(1) こどもの権利教育の推進

幼児教育・学校教育において自己肯定感や情操を育む環境づくりを行うとともに、様々な人権問題に向き合う人権教育を核として、子ども自身が権利をもつ主体であることなど、こどもの権利について啓発を行います。

(2) こどもの意見聴取

子どもヒアリング調査では、学校の校則や行事について、子どもへの意見聴取が十分に行われていないという生徒の意見がありました。こどもの権利の尊重のためには、こどもとの対話の重要性を認識し、意見聴取のあり方を検討する必要があります。

このことから、こどもの意見を施策等に反映させるため、子どもから意見を聴く機会をつくれます。

第5章 計画の推進と進行管理

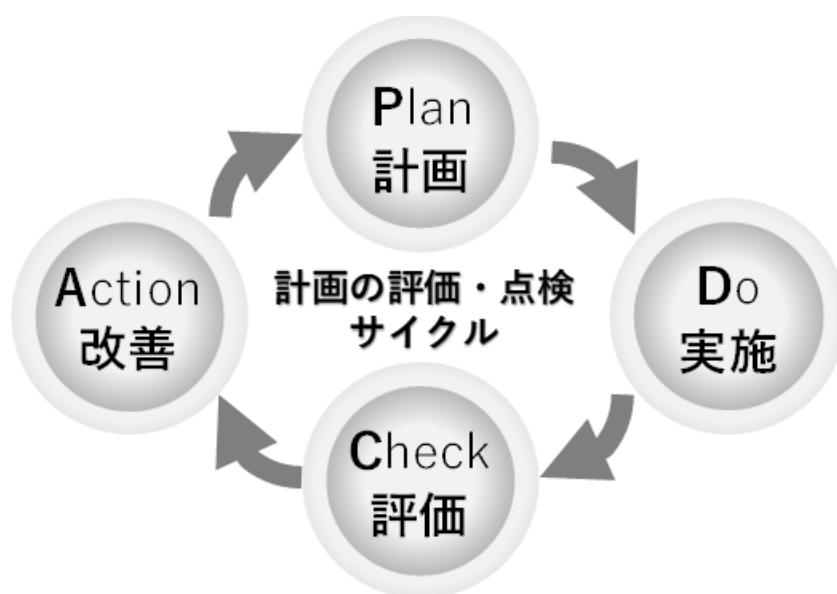
1 計画の推進

町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組みます。また、こども、保護者、幼児教育・保育事業者、学校、児童センター、町民など、多くの人の意見を取り入れながら取組を進めていきます。

2 計画の進行管理

計画を立案し（Plan）、実施する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を構築します。

これを踏まえ、「雄武町子ども・子育て会議」で計画の進捗状況を確認・評価し、取組の改善に生かすなど計画の進行管理に努めます。



資料編

○雄武町子ども・子育て会議設置条例

平成26年 3月24日

条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項から第3項及びこども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項の規定に基づき、雄武町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) こども基本法第10条第2項に規定する計画策定事務を処理すること。
- (3) 前号に掲げる事務に関し必要に応じて町長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 保健関係者
- (6) 子どもの保護者
- (7) 公募の者
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員(前条第2項第7号に規定する者を除く。)は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

- 4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども・子育て施策を所管する部署において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(雄武町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 雄武町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第4号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（令和4年3月23日条例第6号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第7号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月13日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月7日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

○雄武町子ども・子育て会議 委員名簿

会 長 佐々木 寿 彦

副会長 谷 平 訓 賢

区 分		氏 名	備 考
1号	子ども・子育て支援に関し 知識経験を有する者	橋 本 幸 子 (令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで)	民生児童委員協議会 主任児童委員
		花 松 邦 恵 (令和7年12月1日から 令和9年3月31日まで)	
2号	子ども関係団体に属する者	谷 平 訓 賢	雄武町子ども育成会 会長
3号	教育関係者	佐々木 寿 彦	雄武町校長会 会長
4号	保育関係者	小 西 華 奈	若草保育所 主任保育士
5号	保健関係者	館 山 まりえ	町嘱託保健師
6号	子どもの保護者	長谷川 潤	雄武小学校P T A 会長
	子どもの保護者	谷 平 訓 賢	沢木小学校P T A 会長
	子どもの保護者	花 松 邦 恵	雄武中学校P T A 会長
	子どもの保護者	大 井 葉 子	雄武高校P T A 会長

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

○雄武町子ども・子育て会議 事務局名簿

所 属	氏 名	備 考
こども未来室	武 藤 知 憲	室長
	小 野 隆 行	こども未来推進係長
	津 嶋 志 乃	こども未来推進係

○雄武町こども計画策定本部会議 委員名簿

会 長 新 谷 朋 人

副会長 豊 田 通 敏 (令和7年12月22日まで)

西 埜 聡 明 (令和8年1月1日から)

所 属	氏 名	備 考
副町長	新 谷 朋 人	
教育長	豊 田 通 敏 (令和7年12月22日まで)	
	西 埜 聡 明 (令和8年1月1日から)	
総務課	横 田 和 幸	課長/地域防災室長
総合政策課	前 田 忠 和	課長
公共交通対策室	大 水 寛 仁	室長/総合政策課参事
財務政策課	安 井 雅 憲	課長/ふるさと納税推進室
D X推進室	河 原 学	室長/住民生活課長
健康推進課	渡 邊 夕 喜	課長/地域医療対策室長/地域包括センター所長
地域福祉課	武 藤 知 憲	課長/こども未来室長/保育所長/児童センター館長
産業振興課	永 井 栄 次	課長/農業委員会事務局長
国営農地再編推進室	苫米地 幸 二	室長
建設水道課	田 原 慎 也	課長/公共施設整備室長
会計管理者	澤 田 朋 朗	
教育振興課	林 史 祥	課長
	石 山 英 伸	参事
国民健康保険病院	山 星 浩 之	事務長/地域連携室準備担当参事/介護老人保健施設事務長
議会事務局	中 村 文 隆	事務局長
紋別地区消防組合消防署 雄武支署	村 田 康 朗	支署長

○雄武町子ども・子育て事務局会議 事務局員名簿

所 属	氏 名	備 考
総務課	横 田 和 幸	課長
総合政策課	前 田 忠 和	課長
	小 俣 博 和	政策調整係長
財務政策課	安 井 雅 憲	課長
	磯 田 麻 美	課長補佐
住民生活課	河 原 学	課長
	渡 部 憲 一	課長補佐
健康推進課	渡 邊 夕 喜	課長
	磯 田 昭 次	保健係長
地域福祉課	武 藤 知 憲	課長
	川 口 敦 史	課長補佐
	村 上 和 也	社会福祉係長
若草保育所	武 藤 知 憲	所長
	松 田 智 子	副所長
	遠 藤 里 恵	子育て支援センター
風の子児童センター	武 藤 知 憲	館長
	松 田 智 子	副館長
	田 中 健 二	児童センター係長
産業振興課	永 井 栄 次	課長
	福 田 泰 弘	課長補佐
	高 田 勉	課長補佐
建設水道課	田 原 慎 也	課長
	下 斗 米 勇	課長補佐
教育委員会	林 史 祥	課長
	高 橋 洋 祐	学校教育係長
こども未来室	武 藤 知 憲	室長
	小 野 隆 行	こども未来推進係長
	津 嶋 志 乃	こども未来推進係

雄武町こども計画

令和8年3月

発行・編集：雄武町こども未来室

〒098-1792 北海道紋別郡雄武町字雄武 700 番地

TEL 0158-84-2023

<http://www.town.oumu.hokkaido.jp/>
